

第9期 葛飾区

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6(2024)年3月

葛 飾 区

はじめに

日本の総人口は、総務省統計局の推計によると令和5（2023）年10月1日現在、約1億2,441万人で、このうち65歳以上の高齢者は、3,634万人、率にして29.2%となっております。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、国内の人口は今後も減少し続け、令和22（2040）年には約1億1,284万人になるとの予測が出ております。

このような状況の中、本区では、人生100年時代において、高齢者が生涯にわたり住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと生活していけるとともに、介護が必要になっても、地域の中で見守られ互いに支えあいながら、安心して暮らせる環境づくりに取り組んでおります。

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進のため、高齢者の介護予防や包括的な支援体制の整備、福祉人材の確保・定着支援などを積極的に進めてまいりました。

今後も日本全体では少子高齢化の進展、人口減少が進み、高齢者を取り巻く環境においては、社会的孤立や認知症高齢者の増加、介護家族の負担増、介護職の人材不足などの諸課題のさらなる増加が見込まれております。

そこで本区では、区民、事業者、地域の関係団体の皆様と連携・協働し、地域包括ケアシステムのさらなる整備を図ってまいります。そのため、今回策定しました第9期計画では、これまでの計画内容を継承し、高齢者の介護予防、認知症事業の充実、家族介護者支援、高齢者福祉施設の運営基盤の強化などを重点事業に掲げ、高齢者及び介護保険事業をさらに総合的に推進してまいります。

そして、SDGsの誰一人取り残さないという理念に基づく持続可能な地域社会を構築し、「夢と誇りあるふるさと葛飾」を実現してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をお寄せいただきました区民の皆様をはじめ、長期間にわたり精力的にご審議いただきました葛飾区介護保険事業審議会委員の皆様から感謝申し上げます。

令和6年3月

葛飾区長
青木克徳



第1章 計画の基本的考え方と枠組み	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の推進	6
第2章 高齢者を取り巻く状況	7
1 人口の推移（国・東京都・区）	9
2 区の家帯等の推移	12
3 区の家支援・家介護認定者数等の推移	13
4 区の家日常生活圏域	15
5 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）	16
第3章 施策の展開	19
1 基本理念と基本目標	21
2 施策の体系	22
基本目標1 健康でいきいきと暮らす	23
基本目標2 いつまでも安心して暮らす	35
基本目標3 ともにつながるやさしいまちで暮らす	47
基本目標4 介護が必要になっても自分らしく暮らす	56
第4章 介護サービス等の見込み及び介護保険料の算定	73
1 介護サービス量	75
2 介護保険料の設定	79
資料	91
1 計画策定のための調査結果	93
2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討経過	94
3 葛飾区高齢者施策推進委員会・葛飾区高齢者施策推進幹事会	96
4 葛飾区介護保険事業審議会	99
5 計画事業一覧	102

第1章

計画の基本的考え方と枠組み

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、少子高齢化が急速に進展し、人口減少の局面を迎えています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によれば、高齢化率は令和7（2025）年に29.6%とおよそ3人に1人の割合になると見込まれ、特に75歳以上の後期高齢者数は増加の一途をたどっています。東京都の人口も令和22（2040）年をピークに緩やかに減少し、令和32（2050）年には高齢化率が29.6%になると見込まれています。

葛飾区(以下「区」という。)においても、現在(令和5（2023）年10月1日)の高齢化率は24.3%、後期高齢化率は13.7%であり、団塊ジュニア世代^{*1}が65歳以上となる令和22（2040）年には高齢化率は28.0%、後期高齢化率は14.1%となる見通しです。

令和2（2020）年6月に「地域共生社会^{*2}の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築すること、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス基盤の整備等を推進すること、医療・介護のデータ基盤の整備を推進することのほか、介護人材確保及び業務効率化の取組を強化すること等が示されました。

そこで、区は第8期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「包括的な支援体制の整備」、「福祉人材の確保・定着支援」、「高齢者の介護予防事業」、「認知症事業の充実」等の施策を重点事業に掲げるとともに、令和3（2021）年8月に策定した葛飾区基本計画においても、これらの施策を計画事業として位置付け、地域福祉の推進や高齢者支援の取組を積極的に進めてきました。

令和5（2023）年には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や「孤独・孤立対策推進法」が成立するなど、高齢者施策を取り巻く環境が更に大きく動き出しています。

こうした状況を踏まえ、介護サービスの基盤整備を進めるとともに、地域包括ケアシステム^{*3}の深化・推進や介護人材の確保、介護現場でのICT^{*4}の推進等、引き続き高齢者施策を総合的に推進していくため、第8期計画の内容を継承しながら、令和22（2040）年を見据え、第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

※1 昭和46（1971）年から昭和49（1974）年頃までに生まれた人々のこと

※2 地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を越えて地域を共に創っていく社会

※3 医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるもの

※4 「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を活用して、コミュニケーションの円滑化、サービスの品質向上、業務の効率化に取り組むこと

2 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」に位置付けられ、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に定める「市町村介護保険事業計画」に位置付けられます。高齢者保健福祉計画には、介護保険事業計画が内包され、両計画を一体的な計画として策定しています。

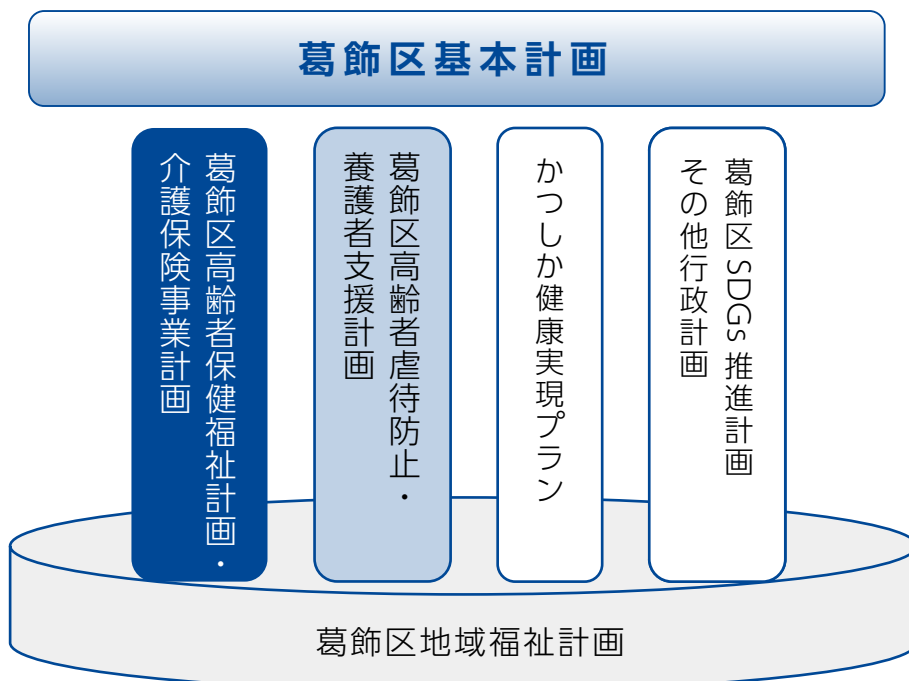
第9期介護保険事業計画は、令和22（2040）年度の介護サービスの水準を明らかにしながら、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の介護保険事業運営に必要な介護保険費用及び保険給付費、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料等を定めています。

本計画は、国や東京都等の関連計画、区の他計画との整合を図っています。

また、本計画の上位計画である「葛飾区基本計画」では、SDGsの理念を取り入れており、本計画もこの方針に基づき、SDGsの目標を踏まえて、関連する取組を着実に実施していきます。なお、SDGsの目標と本計画に示す項目との関係は、第3章の施策の展開、各基本目標に示します。



他の計画との関係



3 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の3か年です。

計画の最終年度の令和8（2026）年度に見直しを行い、令和9（2027）年度を計画の始期とする第10期計画を策定する予定です。

計画の期間

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第8期計画			第9期計画			第10期計画		
		改定			改定			改定

4 計画の推進

(1) 庁内推進体制の運営

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を推進するため、副区長を委員長、関係各部長を委員とする「葛飾区高齢者施策推進委員会」及び福祉部長を幹事長、関係各課長を幹事とする「葛飾区高齢者施策推進幹事会」のもとで、計画事業間の調整や計画事業の進行管理を行っていきます。

(2) 介護保険事業審議会の運営

区では、介護保険事業計画や介護保険事業の運営上重要な事項について審議するため、区長の附属機関として、学識経験者、公募区民、介護サービス事業者及び関係団体等で構成される「葛飾区介護保険事業審議会」を設置しています。

第9期介護保険事業計画策定後も、適宜、同審議会を開催して介護保険事業計画の達成状況や給付状況などを審議し、介護保険事業計画及び介護保険事業の円滑な運営を推進していきます。

(3) 地域密着型サービス運営委員会の運営

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、学識経験者、公募区民、介護サービス事業者等からなる「葛飾区地域密着型サービス運営委員会」を設置しています。

同運営委員会委員は、「地域包括支援センター運営協議会」の委員により構成され、地域密着型サービスの指定基準、地域密着型サービス事業者の指定、サービスの質の確保及び運営の評価などについて協議し、地域密着型サービスの質の向上を図っていきます。

(4) 地域包括支援センター運営協議会の運営

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の運営について、その公平性・中立性を確保するため、学識経験者、公募区民、介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者等からなる「葛飾区地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

同運営協議会においては、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の設置や運営状況、職員の確保、事業計画、収支予算・決算等に関して、様々な立場の委員から幅広く意見を伺い、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の業務を支援していきます。

第2章

高齢者を取り巻く状況

1 人口の推移（国・東京都・区）

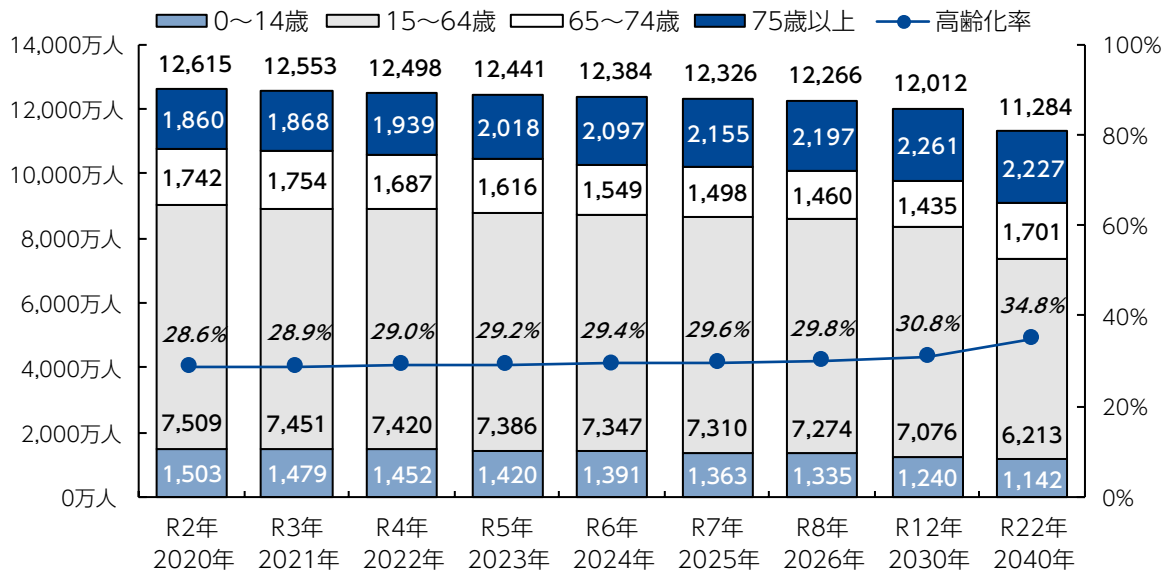
（1）国

総務省統計局の人口推計によると、令和5（2023）年10月1日における国内の総人口は約1億2,441万人です。このうち、65歳以上の高齢者数は、3,634万人を数え、高齢化率は29.2%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、国内の人口は今後も減少し続け、令和22（2040）年には約1億1,284万人になると予測しています。年齢4区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少し続ける見込みです。

また、65～74歳の前期高齢者は減少するのに対し、75歳以上の後期高齢者は増加する見通しです。高齢化率は今後も上昇し続け、令和8（2026）年には29.8%となり、令和22（2040）年には34.8%まで上昇すると見込まれています。

国の将来推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

※：総務省統計局では、国勢調査による人口を基に、その後における各月の人口の動きを他の人口関連資料から得て、毎月1日現在の人口推計として算出している。

※：各年10月1日時点の推計である。

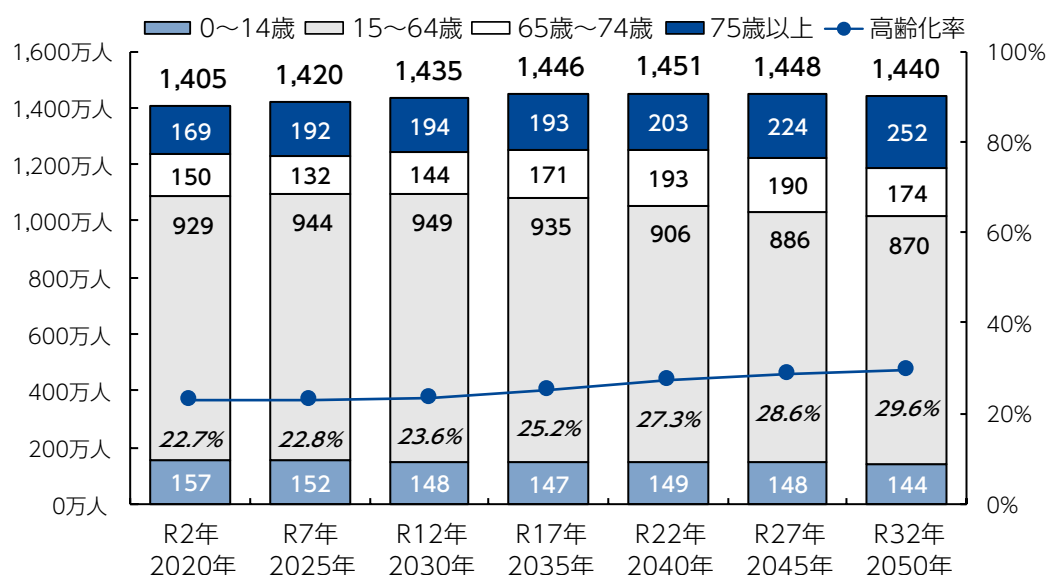
(2) 東京都

総務省統計局の人口推計によると、令和7（2025）年10月1日における東京都の人口は約1,420万人です。このうち、65歳以上の高齢者数は、324万人を数え、高齢化率は22.8%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、全国の人口が今後減少していく中で、東京都の人口も令和22（2040）年の1,451万人をピークに緩やかに減少する見込みです。年齢4区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増加する見通しです。

高齢化率は今後も上昇し続け、令和12（2030）年には23.6%となり、令和22（2040）年には27.3%、令和32（2050）年には29.6%まで上昇すると見込まれています。

東京都の将来推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

※：総務省統計局では、国勢調査による人口を基に、その後における各月の人口の動きを他の人口関連資料から得て、毎月1日現在の人口推計として算出している。

※：各年10月1日時点の推計である。

(3) 区

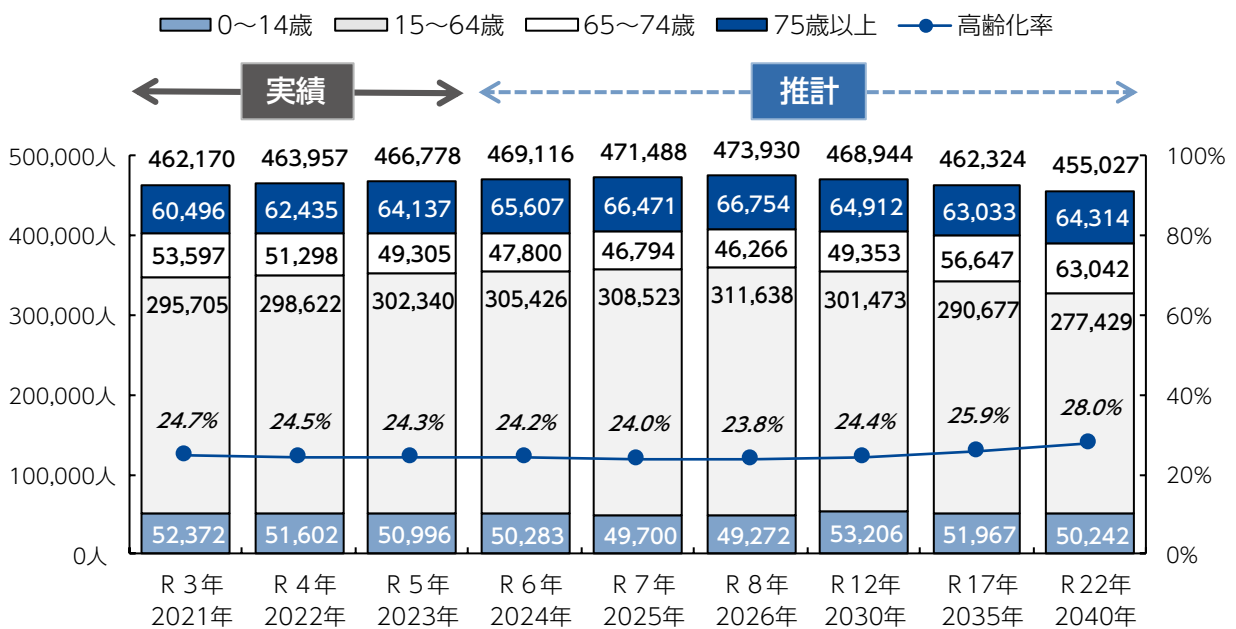
区の人口（住民基本台帳人口）は、令和5（2023）年10月1日現在で466,778人と、前年同月に比べて2,821人増加しています。総人口は令和8（2026）年に約473,930人とピークを迎え、その後減少すると見込まれています。

令和8（2026）年までを年齢別にみると、0～14歳は減少傾向にあり49,272人、15～64歳は増加傾向にあり311,638人になると見込まれます。

令和8（2026）年までの高齢者人口をみると、65～74歳の前期高齢者人口は減少傾向にあり46,266人、75歳以上の後期高齢者人口は増加傾向にあり66,754人となり、高齢化率は23.8%となる見込みです。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年をみると、高齢者人口は127,356人となり、高齢化率は28.0%となる見込みです。

年齢4区分別人口の推移と将来推計



(単位：人)

区分	R3年 2021年	R4年 2022年	R5年 2023年	R6年 2024年	R7年 2025年	R8年 2026年	R12年 2030年	R17年 2035年	R22年 2040年
0～14歳	52,372	51,602	50,996	50,283	49,700	49,272	53,206	51,967	50,242
15～64歳	295,705	298,622	302,340	305,426	308,523	311,638	301,473	290,677	277,429
65～74歳	53,597	51,298	49,305	47,800	46,794	46,266	49,353	56,647	63,042
75歳以上	60,496	62,435	64,137	65,607	66,471	66,754	64,912	63,033	64,314
総人口	462,170	463,957	466,778	469,116	471,488	473,930	468,944	462,324	455,027
高齢化率 (%)	24.7	24.5	24.3	24.2	24.0	23.8	24.4	25.9	28.0

※：令和6（2024）年～令和8（2026）年は、各年10月1日現在の住民基本台帳人口に基づき、コーホート要因法により推計している。

※：令和12（2030）年以降は、葛飾区基本計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）の「2060年までの葛飾区将来人口」を基準にしている。

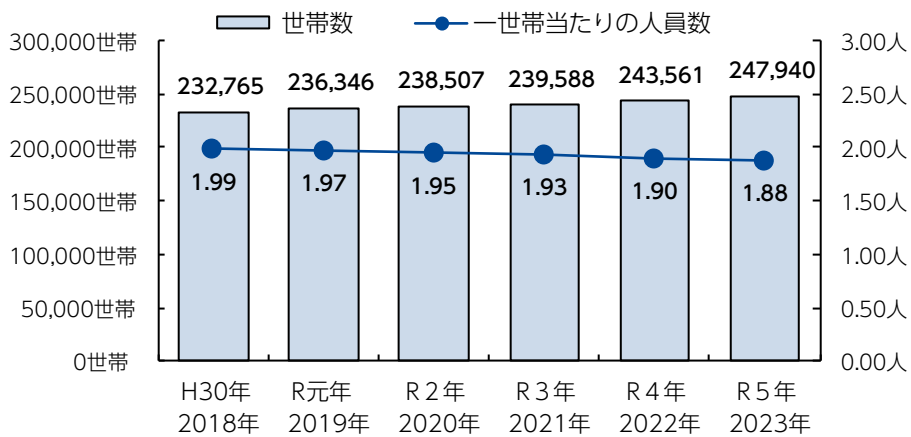
2 区の世帯等の推移

(1) 全世帯

令和5（2023）年の総世帯数は247,940世帯で、一世帯当たりの人員数は1.88人となっています。

平成30（2018）年と比較すると、世帯数は増加していますが、一世帯当たりの人員数は減少しています。

全世帯の状況

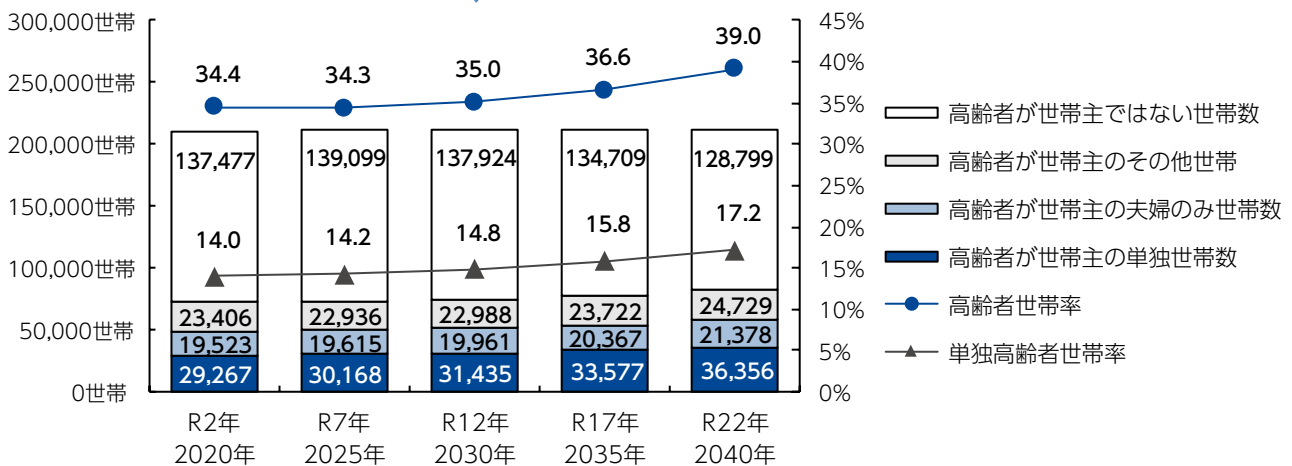


資料：葛飾区の世帯と人口（各年 10月1日）

(2) ひとり暮らし高齢者

令和2（2020）年の単独高齢者世帯の割合は14.0%で、令和7（2025）年には14.2%、令和22（2040）年には17.2%となる見込みです。

高齢者世帯の状況



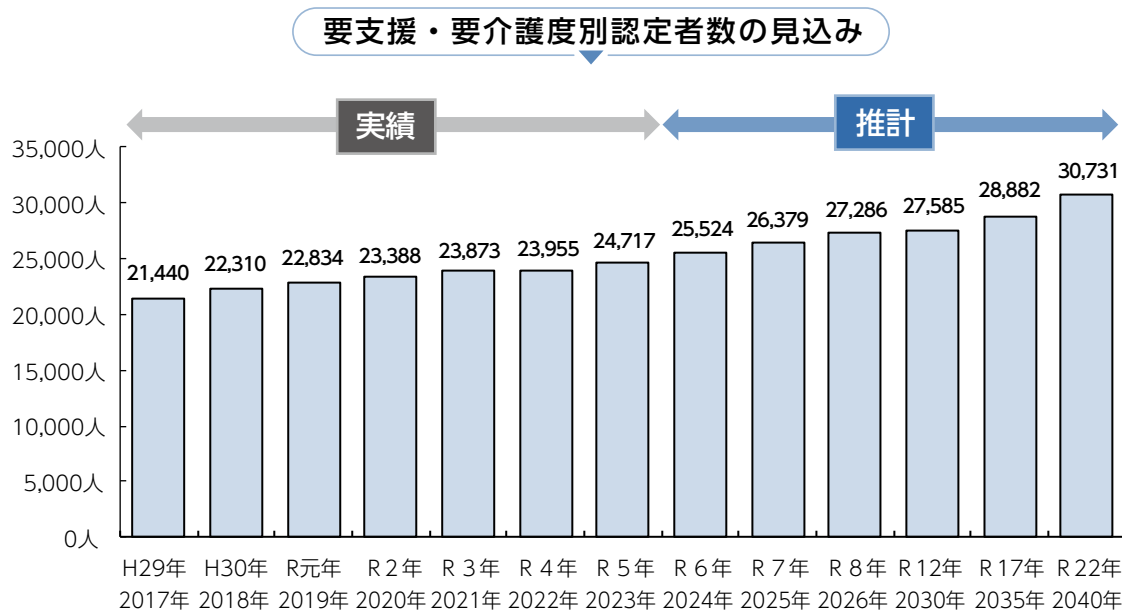
資料：東京都世帯数の予測 - 統計データ - 平成31（2019）年3月

3 区の要支援・要介護認定者数等の推移

(1) 要支援・要介護認定者

令和5（2023）年10月現在の要支援・要介護認定者数は、24,717人です。

令和8（2026）年には27,286人に、令和22（2040）年には30,731人に増加すると見込まれています。



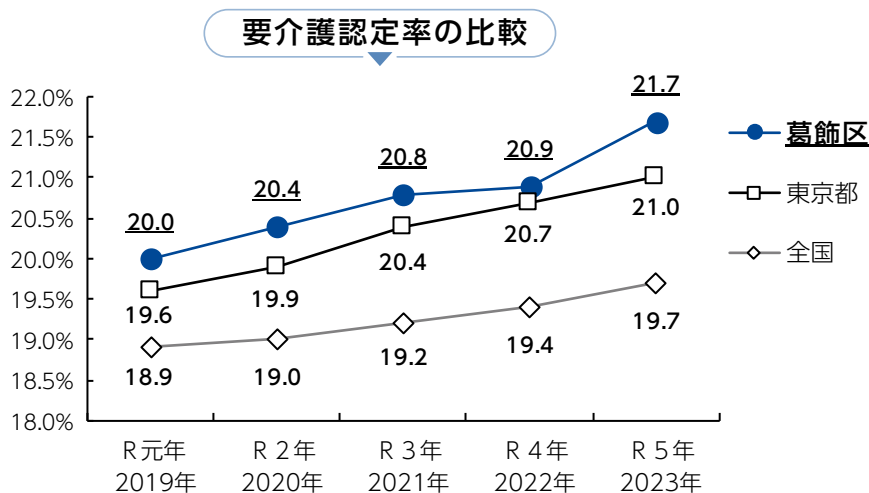
(単位：人)

区分	R3年 2021年	R4年 2022年	R5年 2023年	R6年 2024年	R7年 2025年	R8年 2026年	R12年 2030年	R17年 2035年	R22年 2040年
要支援1	2,488	2,415	2,511	2,611	2,715	2,823	2,854	2,988	3,179
要支援2	3,143	3,135	3,359	3,599	3,856	4,132	4,177	4,373	4,653
要介護1	4,265	4,172	4,146	4,120	4,094	4,069	4,114	4,307	4,583
要介護2	4,817	4,898	5,042	5,190	5,343	5,500	5,560	5,822	6,194
要介護3	3,659	3,744	3,729	3,714	3,699	3,684	3,725	3,900	4,150
要介護4	3,133	3,309	3,487	3,675	3,872	4,081	4,125	4,319	4,596
要介護5	2,368	2,282	2,443	2,615	2,800	2,997	3,030	3,173	3,376
合計	23,873	23,955	24,717	25,524	26,379	27,286	27,585	28,882	30,731

※：地域包括ケア「見える化」システムで算出（各年10月）

(2) 要介護認定率

要介護認定率は、令和元（2019）年は20.0%、令和5（2023）年は21.7%と増加しています。区の要介護認定率は、国、東京都を上回っています。



資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

(3) 認知症高齢者

区内の要介護・要支援認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、令和4（2022）年11月現在で約1.3万人に達しています。このうち、見守り又は支援の必要な認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は約9千人おり、要介護・要支援認定を受けている高齢者全体の5割以上を占めています。

（単位：人）

要介護度 区分	認知症高齢者の日常生活自立度						合計
	自立	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	M	
要支援1	711	799	275	32	4	3	1,824
要支援2	920	1,052	276	25	1	2	2,276
要介護1	354	763	1,424	300	33	17	2,891
要介護2	661	928	1,396	499	77	24	3,585
要介護3	258	339	867	810	187	36	2,497
要介護4	175	243	551	813	270	47	2,099
要介護5	73	89	226	535	490	91	1,504
合計	3,152	4,213	5,015	3,014	1,062	220	16,676
							(自立度Ⅰ以上) 13,524
							(自立度Ⅱ以上) 9,311

※資料：介護保険課資料 令和4（2022）年11月1日時点の数値

※自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

自立度Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

自立度Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

自立度M：著しい精神状態や問題行動あるいは重篤な心身疾患が見られ、専門医療を必要とする。

※新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活自立度の認定調査を経ていない、日常生活自立度「不明」の人数は除く。

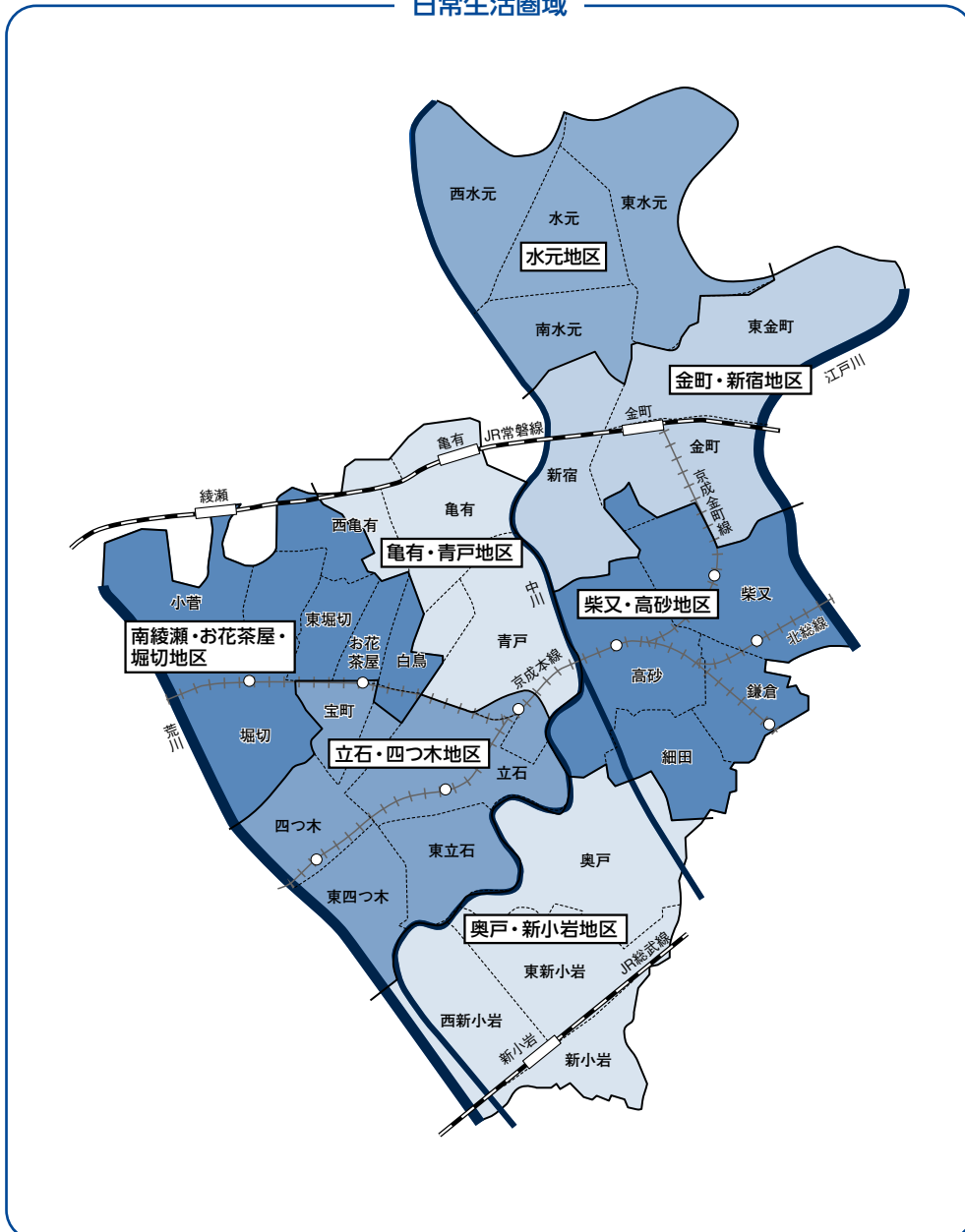
4 区の日常生活圏域

日常生活圏域は、身近な地域に様々なサービス拠点を整備し、認知症や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために定められました。

区では、第3期計画において、地理的条件、交通事情、人口、高齢者数、旧出張所や民生委員・児童委員の所管区域などを総合的に勘案し、区内を7つの日常生活圏域として設定しました。

第9期計画においても、この考えを継承し、介護サービス基盤整備等の充実を図ります。

日常生活圏域



「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」からわかる圏域の状況

日常生活圏域	高齢者人口	高齢者総合相談センターの認知度	認知症の相談窓口の認知度	生活機能低下リスクありの割合	地域のグループ、サークル等への参加率
区全体	113,442 人	76.1%	32.4%	84.3%	54.4%
立石・四つ木地区	18,497 人	76.5%	31.9%	84.6%	52.3%
南綾瀬・お花茶屋・堀切地区	17,460 人	77.2%	34.0%	85.2%	60.8%
亀有・青戸地区	14,533 人	75.0%	32.9%	83.8%	50.9%
奥戸・新小岩地区	18,389 人	73.5%	29.1%	83.3%	48.4%
柴又・高砂地区	18,231 人	76.4%	33.2%	84.7%	55.5%
金町・新宿地区	13,814 人	79.4%	32.2%	88.0%	54.9%
水元地区	12,518 人	75.0%	34.6%	79.8%	59.0%

※：高齢者人口は、令和5（2023）年10月1日現在

※：令和5（2023）年「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」結果から

高齢者総合相談センターの認知度＝「知っているし、相談・利用したことがある」＋「知っているが、相談・利用したことはない」

認知症の相談窓口の認知度＝認知症の相談窓口を知っていますか「はい」

生活機能低下リスクありの割合＝7つの生活機能低下リスクのうち「いずれかのリスクあり」

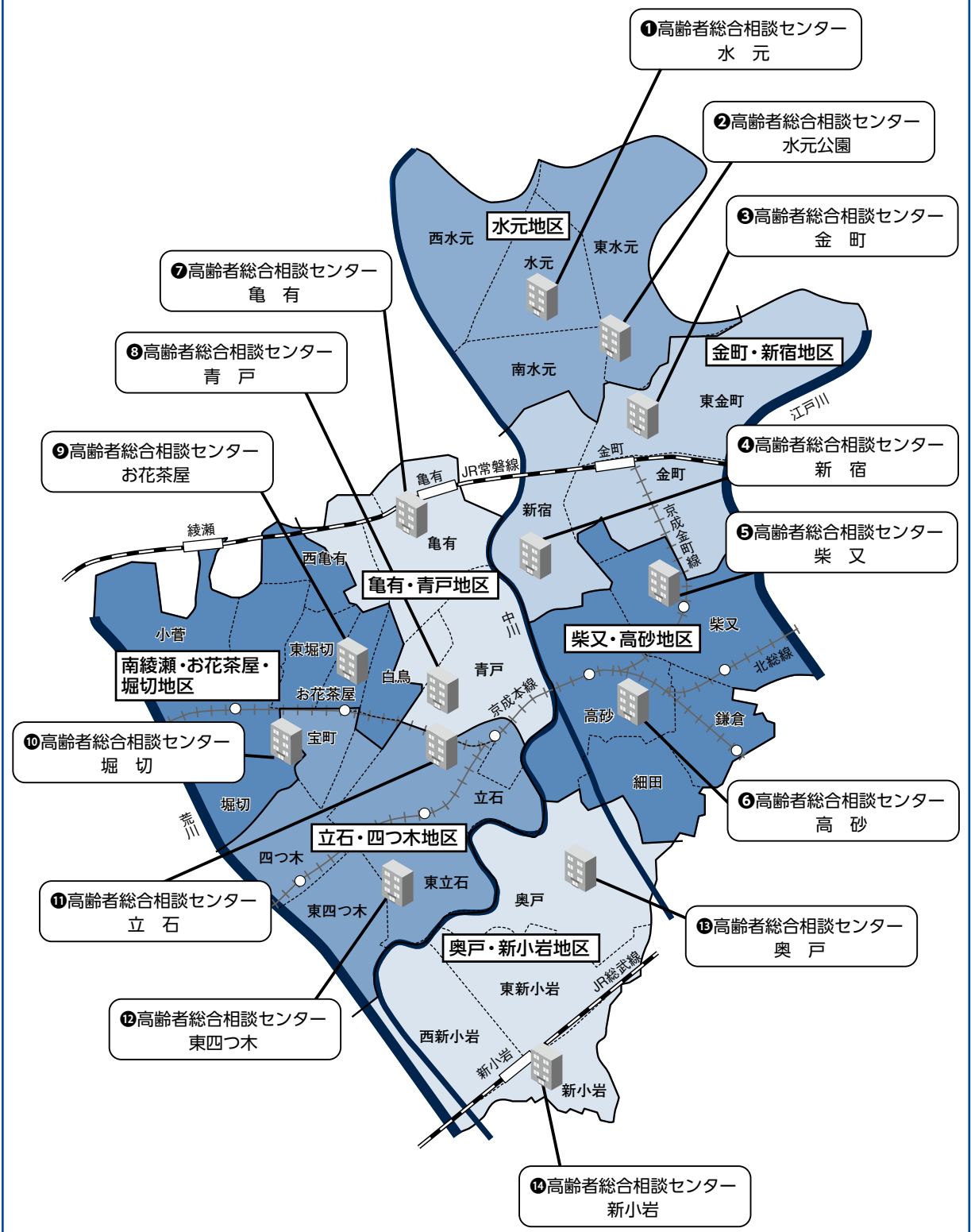
地域のグループ、サークル等への参加率＝「①ボランティアのグループ、②スポーツ関係のグループやクラブ、③趣味関係のグループ、④学習・教養サークル、⑤介護予防のための通いの場、⑥高齢者クラブ、⑦町会・自治会、⑧収入のある仕事」のうち、「何らかのグループ活動等に月1回以上参加している」割合

5 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、身近な相談窓口として区内7つの日常生活圏域に2か所ずつ設け、総合的な相談・支援・調整、虐待防止・権利擁護、介護予防のためのケアマネジメント、介護サービスの質の向上のための介護支援専門員への支援・助言や関係機関との連携などを行っています。

高齢化の進展や複雑化・複合化したニーズなどへの対応を踏まえ、包括的な支援の充実を図るため、地域の拠点である高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の体制整備を検討します。

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）配置図



(令和6(2024)年3月31日時点)

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）担当区域

① 高齢者総合相談センター水元			⑧ 高齢者総合相談センター青戸		
町丁	街区番号		町丁	街区番号	
西水元	全 域		青戸	2丁目	4~6、7(3~7)、8~22
水元	1丁目	1~20、23~26		3丁目	1~17、19
	2丁目	全 域		4、5丁目	全 域
	4丁目	3~6		6丁目	1(4~13)、2~41
南水元	1、2丁目	全 域	7、8丁目	全 域	
			白鳥	3丁目	3~12、17~23
				4丁目	全 域
② 高齢者総合相談センター水元公園			⑨ 高齢者総合相談センターお花茶屋		
東水元	1丁目	1~18	堀切	7、8丁目	全 域
	2丁目	5~19、23~41	西亀有	1丁目	1~20
	3~6丁目	全 域		2丁目	1~52、55~58
水元	1丁目	21~22	お花茶屋	全 域	
	3丁目	全 域		白鳥	1、2丁目
	4丁目	1~2、7~26	3丁目		1~2、13~16、24~32
	5丁目	全 域			
南水元	3、4丁目	全 域	東堀切	全 域	
水元公園	2~8				
③ 高齢者総合相談センター金町			⑩ 高齢者総合相談センター堀切		
新宿	6丁目	全 域	堀切	1丁目	2~42
東金町	全 域			2~6丁目	全 域
東水元	1丁目	19	宝町	1丁目	3~5
	2丁目	1~4、20~22	小菅	全 域	
水元公園	1				
④ 高齢者総合相談センター新宿			⑪ 高齢者総合相談センター立石		
新宿	1、2丁目	全 域	立石	全 域	
	3丁目	1~28	青戸	1丁目	全 域
	4、5丁目	全 域		2丁目	1~3、7(1~2、8~17)
金町	1丁目	19~22		3丁目	20~41
	2~6丁目	全 域	6丁目	1(1~3、14~17)	
金町浄水場	全 域		宝町	1丁目	1~2、6~27
			2丁目	全 域	
⑤ 高齢者総合相談センター柴又			⑫ 高齢者総合相談センター東四つ木		
高砂	6~8丁目	全 域	東四つ木	全 域	
柴又	全 域		四つ木	全 域	
金町	1丁目	1~18、23	東立石	全 域	
新宿	3丁目	29~33	堀切	1丁目	1
⑥ 高齢者総合相談センター高砂			⑬ 高齢者総合相談センター奥戸		
高砂	1~5丁目	全 域	東新小岩	1丁目	14(9~20)、15(8~20)、16~17、18(6~9を除く)、19
鎌倉	全 域			2丁目	1~2
細田	全 域			3丁目	4(7~20)、5~16
				4~8丁目	全 域
			西新小岩	3~5丁目	全 域
			奥戸	全 域	
⑦ 高齢者総合相談センター亀有			⑭ 高齢者総合相談センター新小岩		
亀有	全 域		東新小岩	1丁目	1~13、14(1~8、21~23)、15(1~7、21~25)、18(6~9)
西亀有	1丁目	21~33		2丁目	3~28
	2丁目	53~54		3丁目	1~3、4(1~6、21~22)
	3丁目	8~14、21~32、34~43	西新小岩	1、2丁目	全 域
	4丁目	全 域	新小岩	全 域	

第3章

施策の展開

1 基本理念と基本目標

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で
自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる
～地域包括ケアシステムの推進～

基本目標 1

健康でいきいきと暮らす

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者が健康で、いきいきと生活し、地域で必要とされる役割や生きがいを見つけることが大切です。

そのため、健康づくりや介護予防への支援はもとより、これまで培ってきた知識や経験などを活かした社会参加活動や生きがい活動への支援を充実し、“健康でいきいきと暮らすまち”を目指します。

基本目標 2

いつまでも安心して暮らす

誰もが住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるよう、医療や介護、生活支援や介護予防などを一体的に提供できる仕組みづくりが求められています。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症に対する地域の方の理解を深める取組や環境づくり、認知症の方やその家族への支援に努めます。

さらに、高齢者が安心して暮らせるために、災害や犯罪に対する備えを地域と行政が一体で進め、“いつまでも安心して暮らすまち”を目指します。

基本目標 3

ともにつながるやさしいまちで暮らす

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるには、安全で快適なまちづくりや、地域における支え合いが求められています。

高齢者が積極的に活動でき、安らげる場が得られるよう、ユニバーサルデザインのまちづくり推進や、地域における支え合いの仕組みづくり、多様な住まいの確保に努めるとともに、高齢者が活動できる場の提供や公園などの整備を進め、“ともにつながるやさしいまちで暮らす”ことを目指します。

基本目標 4

介護が必要になっても自分らしく暮らす

介護が必要になっても、住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を続けることができるよう、必要なサービスの量と質を確保するとともに、高齢者が自らの選択に基づいて、適切に介護サービスを利用できる環境の整備に努め、“介護が必要になっても自分らしく暮らせるまち”を目指します。

2 施策の体系

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で
自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる
～地域包括ケアシステムの推進～

基本目標

施策の方向性

①
健康で
いきいきと
暮らす

- 1 健康長寿への支援
- 2 社会参加・生きがい活動の充実
- 3 高齢者がかがやく活動の推進

②
いつまでも
安心して
暮らす

- 1 在宅生活を支えるサービスの充実
- 2 認知症高齢者施策の充実
- 3 家族介護者への支援

③
ともしつながら
やさしいまちで
暮らす

- 1 支え合いの地域づくり
- 2 高齢者にやさしいまちづくり

④
介護が必要に
なっても
自分らしく暮らす

- 1 介護サービスの基盤整備
- 2 介護サービスの質の向上
- 3 保険者機能の強化

介護予防

生活支援・医療・住まい

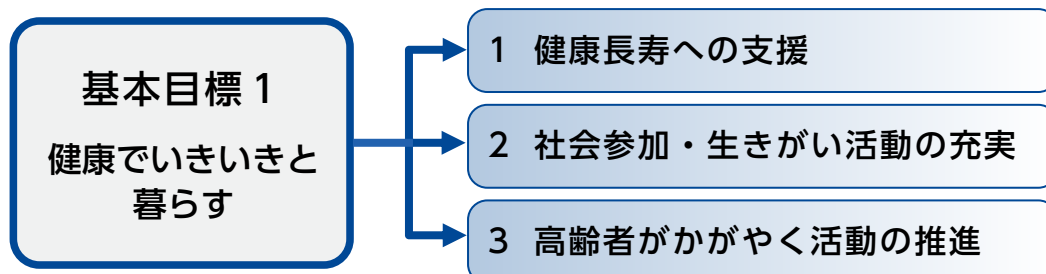
介護

地域包括ケアシステム推進のための5つの要素

SDGsゴールとの関係



施策の体系



現状と課題

- 昨今の「人生100年時代」という潮流から、区民の健康長寿への関心も高まっています。令和3（2021）年における区の65歳健康寿命^{※5}は、男性が80.77歳、女性が82.75歳で、いずれも東京都の平均を下回っています。健康寿命を延ばすためには、区民一人一人が、それぞれの年代に合った健康づくりに主体的に取り組むことが重要です。
- 令和4（2022）年度の調査によると、低栄養傾向にある高齢者の割合は、女性が23.2%、男性が11.9%となっています。食欲不振等による低栄養状態が続くことにより、フレイル^{※6}状態を引き起こしやすくなるため、対策が必要です。
- 令和5（2023）年10月1日現在、区の高齢化率は24.3%となっています。高齢者クラブ^{※7}の会員数は減少していますが、令和4（2022）年度からシルバー人材センター^{※8}の登録者数は増加しています。令和5（2023）年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）の結果からは、健康づくり・趣味等のグループ活動への参加に肯定的な割合が47.9%となっています。今後更に高齢者人口の増加が見込まれる中、自分らしく活動したいと考える高齢者がそれぞれの生活、心身状態や意欲に応じて活動できるように、支援を強化する必要があります。

※5 65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものの。ここでは、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出

※6 加齢によって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態

※7 概ね60歳以上の方が集まって社会奉仕活動、健康増進、レクリエーション、地域社会との交流を中心とした活動を行っている団体。令和5（2023）年3月31日現在、135団体、60歳以上の加入率は5.8%

※8 区内在住の60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、生きがいづくり、社会参加、健康維持などのため、臨時的・短期的な仕事を提供する団体。令和5（2023）年5月31日現在、60歳以上の登録者数は2,899人、就業率は約67%

- ニーズ調査によると、7つの生活機能低下リスクのうち、「いずれかのリスクあり」と判定された人は84.3%となっています。フレイルが懸念される高齢者の状況を把握するとともに、地域で介護予防活動を行う自主グループやリハビリテーションの専門職などの関係機関と連携して、高齢者が身近な場所で気軽にフレイル予防に参加できる取組を進めていく必要があります。
- 自主グループによる介護予防活動については、リーダーの高齢化や新規加入者の減少、新型コロナウイルス感染症の流行による自主グループ活動への参加者の減少（低下）の影響等を踏まえ、地域の自主グループが持続的に活動でき、自主グループ活動への参加が増加（向上）するように支援していく必要があります。

1 健康長寿への支援

- 高齢者のフレイル対策として、必要な栄養を摂取できる健康的な食生活の普及啓発、口腔機能の維持向上、運動習慣、社会参加について、関係機関と連携して進めていきます。
- 区民の誰もが、身近な地域で、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、自分に合ったかたちで定期的・継続的にスポーツに親しむことができる環境を区内全域に広く充実させます。
- かつしか地域スポーツクラブ^{※9}をはじめとしたスポーツ団体の運営を担う人材不足を解消するために、スポーツ推進委員やボランティアが運営や指導に深く関わることができるよう、人材の活用を推進します。また、活動エリアを広げるため、関係各所の理解醸成を図り、新たな施設や会場の活用を進め、区民に広く地域スポーツクラブの活動をPRしていきます。

■ 区民と事業者の健康活動促進事業

重点
事業

【健康推進都市担当課・産業経済課・商工振興課・健康推進課】

区民の健康や生活習慣に関するデータを日常的に使用しているスマートフォン等から収集し、分析・評価することで、一人一人に最適な健康づくりの提案やフィードバックできる仕組みを構築します。また、健康づくりの成果に対して区内で消費できるポイント等を付与するなど、区内消費による地域経済の活性化を図りつつ、区民が楽しく健康づくりに取り組める環境づくりを進め、区民の健康寿命を延伸させます。さらに、健康づくりに取り組む区内事業者を評価し公表するなど、区内事業者の健康経営を推進します。

これらの取組を通じて、区民の健康づくりに向けた行動変容を促し、社会保障制度の持続可能性を高めながら、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを積極的に推進していきます。

※9 人々が、身近な地域でスポーツや文化活動に親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
事業の参加者数	5,000 人	10,000 人	20,000 人
事業の参加企業数	50 事業所	100 事業所	200 事業所

■ 高齢者の保健事業【健康推進課】

重点
事業

高齢者の身体、歯、口の健康状態を把握するために各種健康診査を活用して、傷病の発生を未然に防止し、また、傷病を早期発見することにより重症化、長期化を防ぎ健康増進を図ります。

さらに、高齢者の健康課題であるフレイルやサルコペニア^{※10}を予防するため、関係団体と協働して、区民自らが各々の健康状態に応じて行う健康の保持増進の取組を支援します。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
長寿医療健康診査受診者数	38,100 人	37,900 人	38,200 人
健康長寿筋肉元気健診受診者数 サルコペニア対策健診	650 人	820 人	840 人
健康長寿いきいき健診受診者数 フレイル対策健診	2,050 人	2,900 人	2,600 人
長寿歯科健診受診者数	2,000 人	1,910 人	1,650 人
健診結果を踏まえたフレイル予防の取組	検討・実施	実施	実施

■ 高齢者の健康づくりの推進【生涯スポーツ課】

重点
事業

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、高齢者が自主的・積極的に安心してスポーツを行うことができる環境づくりを推進します。そのために、体力テスト測定会を実施し、これからスポーツを始める方、日頃からスポーツに取り組んでいる方が、自身の体力状況を把握できる場を設け、スポーツ活動の継続を促します。また、スポーツ指導員やスポーツボランティアを養成し、各種教室やイベントで活用

※10 主に加齢により全身の筋肉量と筋力が自然低下し、身体能力が低下した状態

していくことで、高齢者が身近な地域で安心、安全にスポーツに取り組むことができるようにしていきます。

これからスポーツを始める方、日頃からスポーツに取り組んでいる方が自身の体力状況を把握したうえで運動の継続を促すための、体力テスト測定会を実施します。また、高齢者が手軽に取り組めるスポーツプログラムとして、本区の推奨スポーツであるグラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、ダーツの3種目を普及促進します。さらに、身近な場所で手軽に取り組めるウォーキングを推進するために、ウォーキング・ランニング事業を実施します。

事業目標	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
スポーツ指導員養成講習会 専門科目	3回	3回	3回
スポーツ指導員養成講習会 共通科目	1回	1回	1回
スポーツボランティア講習会	2回	2回	2回
推奨スポーツの体験コーナー	3回	3回	3回
体力テスト測定会 大規模開催	2回	2回	2回
体力テスト測定会 出前開催	10回	10回	10回
ウォーキング大会	1回	1回	1回
ウォーキング教室	5回	5回	5回
ランニング大会	2回	2回	2回
ランニング教室	5回	5回	5回

■ 区民健康スポーツ参加促進事業【生涯スポーツ課】



区民のスポーツ実施率を向上するため、一般社団法人葛飾区体育協会と連携して、体育協会加盟41種目の団体が実施するスポーツ体験教室や大会、指導員養成等について支援します。これにより、区民が様々なスポーツに参加できる機会を提供し、いつまでも健康で過ごせるようにしていきます。

かつしかふれあいRUNフェスタは、堀切水辺公園をメイン会場に荒川河川敷管理道

路をコースとして実施しています。今後、おもてなしサービスやコース等の充実を図り、また、公道利用の検討により、区民により身近なイベントとして、地域事業者や地域団体との連携を深めるとともに、家族みんなで参加者を応援することや、ボランティアとして大会に参加するなど、ランナー以外の区民も参加できる葛飾らしいイベントとしていきます。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
区民健康スポーツ参加促進事業	41 事業	41 事業	41 事業
かつしかふれあいRUNフェスタ大会	1 回	1 回	1 回

その他の事務事業名	所管課
▶ 特定健康診査・特定保健指導 ▶ 長寿（後期高齢者）医療健康診査	国保年金課
▶ 地域包括支援センター運営委託	高齢者支援課
▶ ゲートボール場維持管理	地域包括ケア担当課
▶ 健康相談の充実	地域保健課
▶ 区民健康づくり支援 ▶ 栄養講習会 ▶ 骨粗しょう症予防検診 ▶ 成人歯科健康診査 ▶ 基本健康診査	健康推進課
▶ 精神保健教室 ▶ 精神保健相談	保健センター
▶ かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備 ▶ 地域スポーツ活動推進（コミュニティー健康体操）	生涯スポーツ課

2 社会参加・生きがい活動の充実

- 就職が困難な高齢者などの支援を継続し、あらゆる区民が各々の能力や適性等に応じ、就労するための事業を展開するとともに、区内中小企業所の求人ニーズを的確に把握し、求職者の希望に沿った求人開拓を行います。
- 多様な学びの場や機会を充実させるとともに、学んだ内容を地域に活かす学びの循環を促進し、区民が生涯にわたって自己の個性と能力を磨き、いきいきと活躍するまちをつくりまします。
- 高齢者が生きがいをもって生活できるよう、個々の希望に応じた情報提供や相談を行い、高齢者の就労、自主的な活動及びボランティア活動の社会参加活動や生きがいづくり活動を支援します。
- 窓口における案内を通して、自主的に活動する団体のPRに努めるなど、高齢者の就労、自主的な活動及びボランティア活動が持続するように支援します。

■ 雇用支援事業【産業経済課】

重点事業

求人中の区内事業者の人材確保を支援するため、専門職員が区内事業者を訪問し、求人票の書き方や自社ホームページでのPR方法等の支援を行うとともに求人情報の収集を実施します。また、求職者に対して個別カウンセリングや適職診断等を実施し、現実的な就職に結びつく求人紹介を行っています。さらに、葛飾の産業を担う人材確保のため、若者・女性・シニア・就職氷河期世代の就職の支援を実施します。

事業目標	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
事業者訪問・相談件数	1,640件	1,650件	1,650件
求人情報の収集求人	2,496人	2,512人	2,512人
就職相談の実施相談件数	1,944件	2,016件	2,016件
企業向けセミナー・就職支援 セミナー・出張相談会の開催	28回	28回	28回
若者と企業の交流イベント・ 企業見学会の開催	38回	42回	42回
就労支援相談窓口の一本化	検討	運営	運営

■ 緑と花のまちづくり事業【緑と花のまち推進担当課】

重点
事業

区内において地域緑化活動を行う団体に対して、緑化材料を配付すること等により、身近な地域の緑の創出、街並みの景観の向上を図るとともに、区民の自主的な活動による「花いっぱいのまちづくり」を推進します。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
緑と花のまちづくり推進事業に係る植栽面積合計	3,118 m ²	3,192 m ²	3,266 m ²

■ 学びの機会の充実【生涯学習課】

重点
事業

あらゆる世代の区民が充実した人生を生きるため、区民のニーズに基づいた主体的な学びの機会を充実させます。また、区民の学びが地域活動やボランティア活動に結び付き、地域活動を通して更に学びが深まる「学びの循環」が地域社会に生まれるよう、多様な方法で区民の生涯学習活動を支援します。あわせて、オンラインによる講座の開催やポータルサイト「生涯学習チャンネル」の構築など、ICTを活用した学びの仕組みづくりを進めます。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
かつしか区民大学講座数	130 講座	135 講座	140 講座
連携・協働する団体数	35 団体	35 団体	36 団体
団体支援事業数	3 事業	3 事業	3 事業
ポータルサイト「生涯学習チャンネル」の構築及び作成するコンテンツ数	6	6	7

その他の事務事業名	所管課
▶ 地域貢献活動の支援	地域振興課
▶ 葛飾区特定就職困難者コース奨励金	産業経済課
▶ シルバー人材センター助成 ▶ 地域包括支援センター運営委託（再掲）	高齢者支援課
▶ 高齢者クラブ助成 ▶ 高齢者クラブ連合会助成 ▶ IT・活動情報サロン ▶ 地域福祉活動支援 ▶ 社会参加セミナー委託 ▶ シニア就業支援事業 ▶ シルバーカレッジ ▶ 生きがい支援講座事業 ▶ ゲートボール場維持管理（再掲） ▶ 異世代・地域交流事業 ▶ シニア向けパソコン講座等運営委託 ▶ 高齢者の介護予防事業	地域包括ケア担当課
▶ 総合事業生活介護員研修	介護保険課
▶ 地域開放型花壇管理運営	公園課

3 高齢者がかがやく活動の推進

- 高齢者が前向きに活動できるように、「高齢者がかがやく、つながる・社会参加の推進」を親しみやすいキャッチフレーズとして取り組みます。
- 7つの日常生活圏域それぞれを担当する職員（地区担当制）が地区における活動を把握し、生活支援体制整備事業などを通して、関係機関や介護予防活動を行う自主グループ同士のネットワークを構築します。
- フレイルが懸念される高齢者（要支援者及び事業対象者）が身近に通えて参加しやすい「通いの場」のほか、高齢者の社会参加を促進するためのタイムリーな情報集約及び一元的に情報提供できる体制づくりを検討します。
- 保健師や理学療法士、作業療法士、管理栄養士等の医療専門職を地域の自主グループに派遣し、運動や筋力低下、栄養にも配慮した介護予防活動を推進し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施^{※11}します。

■ 高齢者の介護予防事業【地域包括ケア担当課】

重点事業

「人生100年時代」を迎え、高齢者がいつまでも元気で心豊かに自分らしく過ごすためには、健康な状態をより長く維持できる対策を講じるとともに、高齢者の希望に応じて地域で活躍できる環境を整えることが重要です。これまでの「高齢者の介護予防事業」は、身体を動かす自主グループが実施する様々な介護予防活動を中心に展開してきました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した介護予防活動への参加を高齢者に勧奨するとともに、長寿（後期高齢者）医療健康診査の結果からフレイルが懸念される高齢者を地域の「通いの場」へつなげる支援や、具体的な活動への参加が定まっていない高齢者が希望する活動に結び付く支援を重点的に進めていきます。

- ✓ 専門の講師やトレーナーなどの指導を受けながら行う、身体機能の維持や認知症予防に効果のあるプログラムを実施し、介護予防に取り組むきっかけづくりとします。
- ✓ 筋力向上・脳力（のうちから）トレーニング、回想法などの教室事業及びリーダー養成講座、住民主体サービスを行う自主グループ等の運営を支援します。また、具体的な活動への参加につなげていない高齢者への情報提供や互いの活動を知り活動に役立てられるよう、自主グループ同士が連携しやすい環境づくりを進めます。

※11 令和元（2019）年5月に成立した健康保険法等改正法において、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で状況に応じたきめ細かな対応を行うため、高齢者保健事業、国民健康保険保健事業及び介護保険制度の地域支援事業を一体的に実施することが規定された。

- ✓ フレイルが懸念される高齢者（要支援者及び事業対象者）が気軽に参加できる「通いの場」の整備・検討を進めます。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
75 歳以上の高齢者のうち、低栄養が懸念される方で、初回面接を行った人数	198 人	206 人	213 人
介護予防活動に参加した延べ人数	46,250 人	46,250 人	47,500 人
社会参加活動又は介護予防活動につなげた件数	150 件	160 件	170 件
介護予防・健康長寿講座への専門職の派遣件数	70 件	70 件	77 件

その他の事務事業名	所管課
▶ 長寿（後期高齢者）医療健康診査（再掲）	国保年金課
▶ 地域包括支援センター運営委託（再掲）	高齢者支援課
▶ 生活支援体制整備事業	地域包括ケア担当課
▶ ゲートボール場維持管理（再掲）	
▶ 健康遊具設置事業	公園課

参考資料

要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の65歳健康寿命と65歳平均障害期間

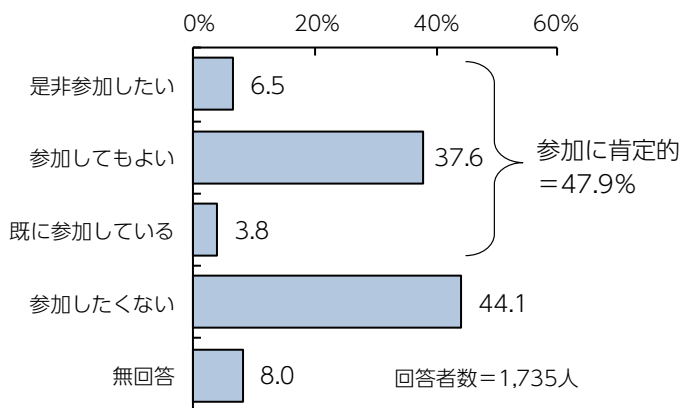
		R元(2019)年		R2(2020)年		R3(2021)年	
		65歳健康寿命(歳)	65歳平均障害期間(年)	65歳健康寿命(歳)	65歳平均障害期間(年)	65歳健康寿命(歳)	65歳平均障害期間(年)
葛飾区	男性	80.83歳	3.23歳	80.91歳	3.40歳	80.77歳	3.25歳
	女性	82.65歳	6.52歳	82.64歳	6.76歳	82.75歳	6.52歳
東京都	男性	81.28歳	3.37歳	81.40歳	3.45歳	81.37歳	3.34歳
	女性	82.81歳	6.74歳	82.93歳	6.87歳	82.99歳	6.66歳

令和3(2021)年における区の65歳健康寿命

**男性
80.77歳**
**女性
82.75歳**

(出典) 「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)」(東京都福祉保健局)
 ※65歳健康寿命(歳) = 65歳 + 65歳平均自立期間(年)
 ※65歳平均余命(年) = 65歳平均自立期間(年) + 65歳平均障害期間(年)
 ※平均自立期間: 要介護認定を受けるまでの期間の平均、健康と考える期間
 ※平均障害期間: 要介護認定を受けてから死亡までの期間の平均

健康づくり・趣味等のグループ活動への参加に肯定的な割合

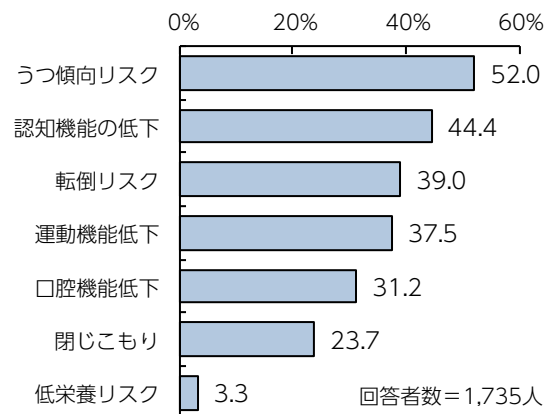
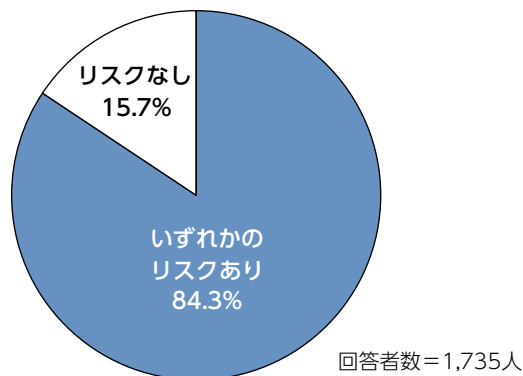


健康づくり・趣味等のグループ活動への参加に肯定的な割合
47.9%

資料: 令和5(2023)年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」結果

生活機能低下リスクのうち、「いずれかのリスクあり」と判定された人
84.3%

7つの生活機能低下リスクのある人

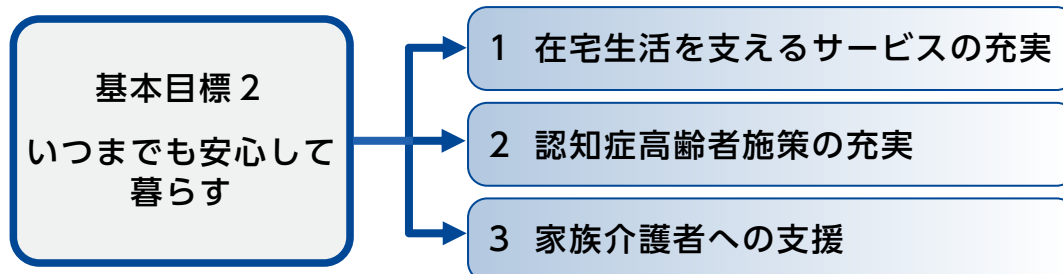


資料: 令和5(2023)年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」結果

SDGsゴールとの関係



施策の体系



現状と課題

- 区では、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を7つの日常生活圏域ごとに2か所ずつ設け、地域の身近な相談窓口として、高齢者とその家族への支援を行っていますが、介護分野に限らない複雑化・複合化した支援ニーズへの対応が求められています。区内における令和4（2022）年度の要支援・要介護認定者数は、平成20（2008）年度と比べて約1.8倍の23,456人であり、今後更に増加することが見込まれています。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、孤立死の増加が懸念されています。
- ニーズ調査によると、83.5%が現在の住まいで生活したいと希望しており、在宅生活を続けるための支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。そのため、生活支援体制整備事業における高齢者の多様なニーズと地域資源の把握やマッチング、担い手の育成や生活支援・介護予防サービスを提供する団体間の連携促進、取組の評価など、更なる充実を図る必要があります。
- 区民のニーズを踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、在宅介護サービスや在宅医療の充実を図る必要があります。
- ニーズ調査によると「認知機能の低下リスクあり」と判定された人は、過去3年間で47.2%から44.4%に推移しています。令和5（2023）年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、共生社会の実現に向けて、認知症への正しい理解の促進やバリアフリー化の推進、社会参加の機会確保などが基本的施策に盛り込まれました。
- 高齢化の進展により、65歳以上の「単独世帯」が増加しています。また、介護を必要

とする人も増加しており、令和5（2023）年度「在宅介護実態調査」によると、介護者の65.2%は60歳代以上となっています。

- 認知症高齢者や後期高齢者人口の増加に伴い、介護する家族への支援の充実が求められています。家族の介護力に対して支援をするだけでなく、家族の生活・人生の質の向上に対しても支援をする視点を持ち、社会参加や心身ともに健康で充実した暮らしができるように関係機関が連携して取り組む必要があります。

1 在宅生活を支えるサービスの充実

- 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を中心に、関係機関との連携や地域ネットワークを強化します。支援の必要なひとり暮らしや認知症などの高齢者の把握に努め、継続的な見守り等を行います。
- 高齢化の進展や複雑化・複合化したニーズへの対応を踏まえ、業務の負担感が增大していることなどから、包括的な支援の充実を図るため、地域の拠点である高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の体制整備を検討します。
- 年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまるごと受け止め、寄り添いながら支援していくため、令和5（2023）年4月から「くらしのまるごと相談課」を新設し、包括的な支援を実施していきます。
- 消費者被害に遭う可能性の高い高齢者に対して消費者情報を提供するとともに、消費者教育を実施し、被害の拡大を防ぎます。
- 区民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅療養ガイドブックを配布するとともに、区内の地区ごとに在宅療養に携わる専門職を招いてセミナーを開催することで、在宅療養の仕組みや利用方法、看取り等について周知します。また、医療、介護、福祉など、様々な分野の専門職や関係者が話し合える場づくりを進め、情報共有の充実を図ることで、医療と介護の顔が見える環境整備を進めます。

■くらしのまるごと相談事業【くらしのまるごと相談課】

重点
事業

高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、①ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまるごと受け止めるくらしのまるごと相談窓口の設置、②自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業、③すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援、④複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援、⑤地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築します。

さらに、これらの個別支援を分析し、既存の支援策で対応できない課題への対応や、地域活動の支援について、分野横断的に検討しています。

本事業については、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業としての実施も図ります。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
くらしのまるごと相談窓口新規相談件数	1,800 件	1,860 件	1,920 件
アウトリーチ個別支援及び参加支援等のための訪問実施件数	416 件	428 件	440 件
支援会議の実施件数	30 件	36 件	42 件
重層的支援体制整備事業実施計画の推進	実施	実施	実施

■ 消費者対策推進事業【産業経済課】



区民が自立した消費者として行動できるよう、消費者問題に取り組む団体の活動を支援するとともに、消費者情報の提供、消費者講座等の学習機会の確保、消費生活相談の実施など、様々な取組を推進します。また、令和 4（2022）年度から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、引き続き区内小・中学校等と連携し、消費者教育の充実を図ります。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
消費者教育の実施参加者数	2,600 人	2,600 人	2,650 人
消費生活展の開催来場者数	8,400 人	8,400 人	8,600 人
消費生活相談件数	3,000 件	3,000 件	3,000 件

■ 在宅医療の推進【地域保健課】

重点
事業

高齢者が心身の健康維持を図り、疾病を抱えても住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、在宅医療に関する普及啓発に取り組みます。また、医療機関と介護サービス事業者等の連携を図り、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を整備します。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
在宅療養患者搬送数	100 件	110 件	120 件
医療連携相談員の活動件数	360 件	390 件	420 件
在宅療養セミナー	3 回	3 回	3 回

■ 住宅セーフティネットの充実【住環境整備課】

重点
事業

住宅確保要配慮者^{※12}の居住の安定を図るため、居住支援協議会^{※13}を活用し、民間賃貸住宅を活用した本区に適した制度の検討を行います。また、居住支援団体や不動産関係団体等と連携し、入居相談窓口の設置、入居者への家賃債務保証料の助成、あんしん民間賃貸住宅補償利用料等の助成など、住宅確保要配慮者への支援策や貸主のリスク解消に向けた支援策を推進します。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
入居相談受付（住み替え支援）	200 件	200 件	200 件
家賃債務保証料助成の申請件数	6 件	6 件	6 件
あんしん民間賃貸住宅補償利用料助成の申請件数	2 件	2 件	3 件
セーフティネット専用住宅の確保戸数	2 戸	2 戸	3 戸

※12 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯と規定されている者を指す。このほか、外国人などが定められるほか、地方公共団体が定める配給促進計画により、住宅確保要配慮者を追加することもできる。

※13 住宅セーフティネット法の改正に合わせ、民間賃貸住宅への居住支援の施策の検討を進めるため、令和元（2019）年6月27日に設置した。住宅確保要配慮者の住まい探しを支援するため、現状と課題、対策などについて検討している。

その他の事務事業名	所管課
▶ 高齢者等訪問収集事業	清掃事務所
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特別永住者給付金事業 ▶ おむつ支給・使用料助成（高齢者） ▶ 出張理美容事業（高齢者） ▶ 寝具乾燥消毒委託（高齢者） ▶ 長寿慰労事務 ▶ くつろぎ入浴事業 ▶ 高齢者自立支援住宅改修費助成 ▶ 高齢者住宅設備改修費助成 ▶ 高齢者虐待防止事業（P44 参照） ▶ シルバーカー購入費助成 ▶ 救急医療情報キット給付事業 ▶ 見守り型緊急通報システム使用料助成（高齢者） ▶ 家庭用卓上電磁調理器購入費助成 ▶ 補聴器購入費助成（高齢者） ▶ 熱中症予防対策事業（高齢者） ▶ 配食サービス事業（高齢者） ▶ 地域包括支援センター運営委託（再掲） ▶ 地域包括支援センター事業 	高齢者支援課
▶ ねたきり高齢者歯科診療	健康推進課
▶ 区営住宅の集会室の利活用	住環境整備課
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人生のエンディングの準備支援事業 ▶ しあわせサービス ▶ ハンディキャブ運行事業 ▶ ひとりぐらし高齢者毎日訪問 	社会福祉協議会
▶ シルバーご近助隊	シルバー人材センター

2 認知症高齢者施策の充実

- 認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」の施策を推進します。
- 幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を図ります。
- 認知症の方が生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、社会参加の機会確保に努めるとともに、認知症の方や家族同士がつながり、支えあう交流活動を支援します。
- できる限り早期の段階で認知症を発見し、適切な支援につなげるとともに、認知症予防への関心を高めることで、重度化を防ぎ、本人と家族の生活の質を維持し、地域で安心して暮らし続けられるようにします。
- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、高齢者の権利と財産を守るためのサービスが総合的に利用できるように支援します。

■ 認知症事業の充実【高齢者支援課】

重点事業

認知症高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、幅広い世代に対して認知症に関する正しい理解を広める「普及啓発」、医療機関との連携を図り認知症を早期に発見し、適切な支援につなげる「早期発見・早期支援」、認知症により徘徊する方を早期に発見し、保護することで高齢者の身体・生命の安全を守るとともに万が一の事故等に備え家族の安心につなげる「認知症高齢者徘徊対策」の3本柱を基に、地域全体で認知症の方を支える仕組みを含め、認知症の方や家族を支援していく体制を強化します。

- ✓ 認知症高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症サポーター^{※14}の養成や認知症カフェ^{※15}の設置、イベントや広報活動に取り組み、幅広い世代に対して認知症の正しい理解について普及啓発を推進します。また、認知症疾患医療センターや葛飾区医師会と連携し、認知症を早期に発見し、認知症の

※14 認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする。区市町村や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座の受講が必要となる。

※15 認知症の本人やその家族、区民、専門職など、誰もが気軽に立ち寄ることのできるスペースであり、名称は「認知症カフェ」にこだわったものではないため、様々な名前で開催されている。認知症の方のみならず、介護保険制度や地域資源などに詳しい専門職等も関わっているため、認知症について学ぶ場、相談できる場にもなっている。

方や家族を支援していく体制を強化します。

- ✓ 認知症により徘徊し自宅に戻れなくなる、あるいは事故等に巻き込まれる恐れのある高齢者等を早期に発見し保護することで、高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげます。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
普及啓発事業の実施	実施	実施	実施
もの忘れ予防健診受診率	10.0%	10.1%	10.2%
おでかけあんしん事業登録件数	1,050 件	1,150 件	1,250 件

その他の事務事業名	所管課
▶ 成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実 (P50 参照)	福祉管理課 高齢者支援課 障害福祉課 社会福祉協議会
▶ 高齢者虐待防止事業 (P44 参照) ▶ 地域包括支援センター運営委託 (再掲)	高齢者支援課
▶ 精神保健相談 (再掲)	保健センター
▶ 訪問援助事業 (P63 参照)	社会福祉協議会

3 家族介護者への支援

- 高齢者虐待の発生要因として「被虐待者の認知症の症状」のほか、「介護力の低下や不足」「知識や情報の不足」「介護疲れ・介護ストレス」など養護者^{※16}自身に支援が必要な背景があります。認知症高齢者を介護している世帯や高齢者以外の家族に支援が必要な家庭など、介護負担の大きい世帯への支援に重点的に取り組むとともに、くらしのまるごと相談窓口をはじめとする各関係機関と連携しながら、高齢者と家族が孤立しないように支援します。
- 介護離職による生活困窮、障害のある家族と高齢の親が地域で暮らすための課題やヤングケアラーなど、家族介護者の課題は多様化しています。家族を介護している養護者の介護疲れや介護ストレスの軽減を図るほか、介護と仕事との両立支援などに取り組みます。
- 家族介護者が抱える課題の把握・分析（アセスメント）や、多様な専門職との連携支援等について啓発や研修を行います。

■ 家族介護者支援事業【高齢者支援課】

重点
事業

新規

介護が必要になっても高齢者等が住み慣れた地域で生活をするためには、要介護者への支援のみならず、家族介護者への支援が重要です。介護に関する悩みや困りごとについて、身体的・精神的負担を和らげるなど家族介護者への支援の充実を図ります。

事業目標	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
おうちで学ぶ快適介護	10人	10人	10人
家族介護者ほっとあんしんダイヤル	実施	実施	実施
家族等介護支援事業	実施	実施	実施

※16 養護者は、高齢者虐待防止法では、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」、障害者虐待防止法では、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」、児童虐待防止法においては、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）」と規定されている。

■ 高齢者虐待防止事業【高齢者支援課】

重点
事業

高齢者虐待は、高齢者の認知症状、虐待者の介護力の低下や介護疲れ・介護ストレス、家族関係や経済問題など、複数の要因が重なり合って発生します。高齢者虐待を防止するためには、周囲の人たちが高齢者虐待につながる要因に気づき、早期に適切な支援を行うことが大切です。

高齢者支援に関わる人が、高齢者とその家族が孤立しないように支援することにより、全ての高齢者が安心して生活できる「虐待ゼロ」の地域社会づくりを目指します。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催数	2 回	2 回	2 回
虐待防止研修の開催数	2 回	2 回	2 回
虐待事例検証会議の開催数	2 回	2 回	2 回

高齢者虐待の通報相談の実績

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
通報相談件数	3,376 件	2,740 件	3,063 件
被虐待高齢者数	104 人	66 人	55 人

虐待の種別

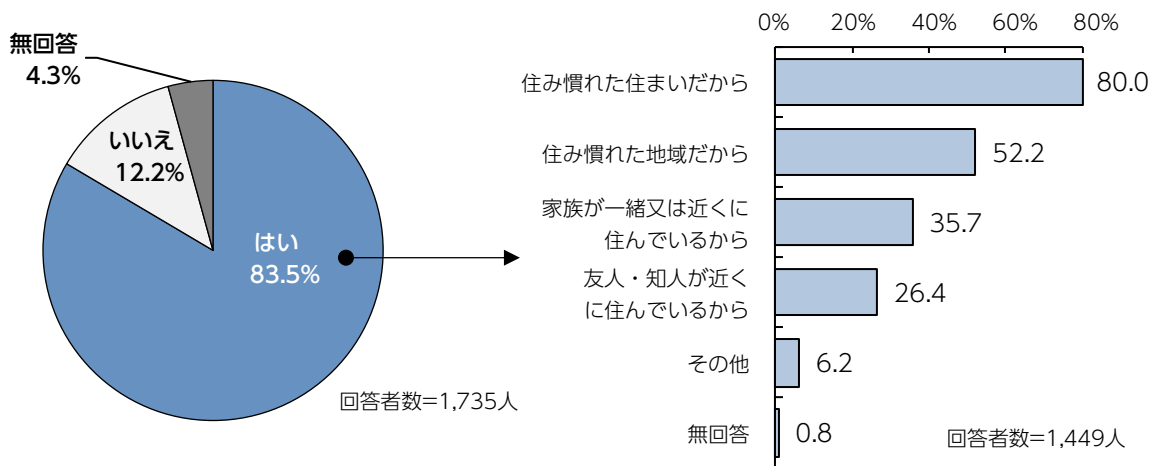
種別	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
身体的虐待	58 人	52 人	33 人
介護等放棄	24 人	8 人	12 人
心理的虐待	41 人	26 人	23 人
性的虐待	1 人	0 人	0 人
経済的虐待	27 人	7 人	13 人
合 計	151 人	93 人	81 人

※：一つの事例について、複数種の虐待が同時に起きていることがあるため、本表の合計は上表の被虐待高齢者数より多くなっている。

その他の事務事業名	所管課
▶ 仕事と生活の調和応援事業	人権推進課
▶ 暮らしのまるごと相談事業（再掲）	暮らしのまるごと相談課
▶ 出張理美容事業（高齢者）（再掲） ▶ 寝具乾燥消毒委託（高齢者）（再掲） ▶ 高齢者自立支援住宅改修費助成（再掲） ▶ 高齢者住宅設備改修費助成（再掲） ▶ シルバーカー購入費助成（再掲） ▶ 見守り型緊急通報システム使用料助成（高齢者）（再掲） ▶ 配食サービス事業（高齢者）（再掲） ▶ 地域包括支援センター運営委託（再掲） ▶ 地域包括支援センター事業（再掲）	高齢者支援課
▶ 基幹相談支援センター事業所支援事業委託 ▶ 緊急一時保護委託 ▶ 出張理美容事業（障害者） ▶ 寝具乾燥消毒委託（障害者） ▶ 見守り型緊急通報システム使用料助成（障害者） ▶ 配食サービス事業（障害者） ▶ 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	障害福祉課
▶ 家族介護慰労金交付事業 ▶ 介護人材スキルアップ研修委託	介護保険課

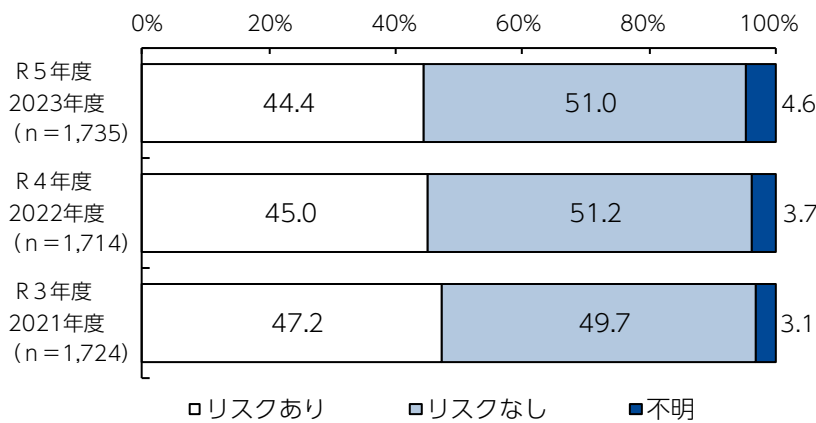
参考資料

現在の住まいに住み続けたいか／住み続けたい理由



資料：令和5（2023）年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」結果

認知症機能低下リスクのある人

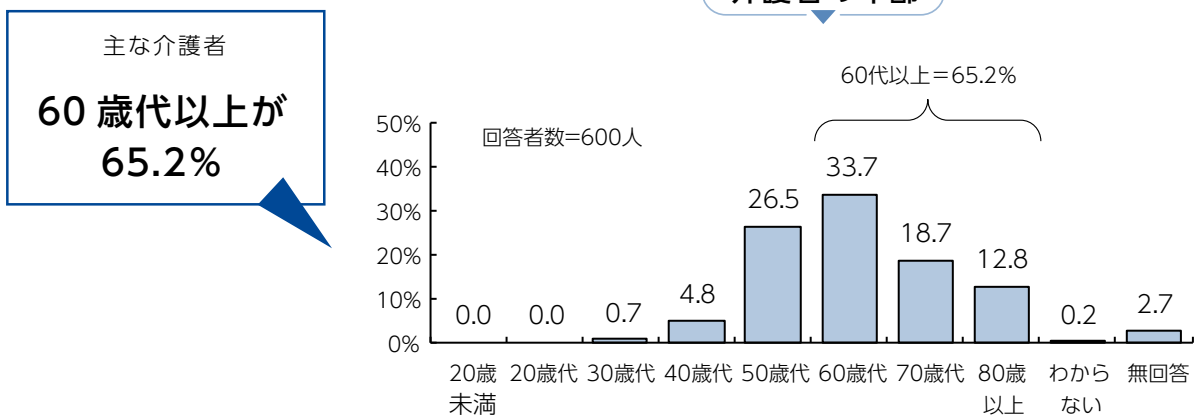


現在の住まいに住み続けたい
83.5%
住み慣れた住まいだから
80.0%

認知機能の低下リスクあり
過去3年間で
44.4% から
47.2% の間で推移

資料：令和5（2023）年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」結果

介護者の年齢



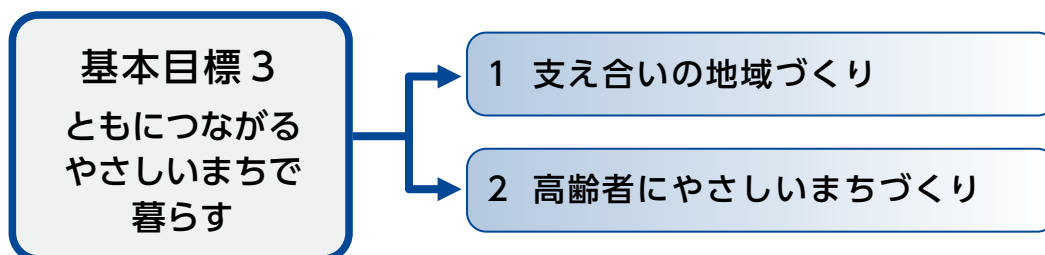
主な介護者
**60歳以上が
65.2%**

資料：令和5（2023）年度「在宅介護実態調査」結果

SDGsゴールとの関係



施策の体系



現状と課題

- 区では、地区まつり助成や自治町会会館整備費助成等各種助成事業、転入者等へのリーフレット配布などの支援を実施しています。今後も自治町会活動の更なる発展のために、支援の充実を図る必要があります。
- 災害時において、避難行動や避難生活に配慮を要する高齢者への支援は重要な課題であるため、区では、個別避難計画^{※17}や災害時個別支援計画の策定などを進めるとともに、福祉施設のBCP（業務継続計画）^{※18}の策定支援などを進めています。
- 区では、道路や公園、公共施設において、新設や改修に合わせて移動や利用のしやすさ、安全の確保の視点から、ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を進めており、多くの方が利用する民間施設にも指導を行っています。特に、京成立石駅、金町駅、新小岩駅の周辺では、街づくりに合わせて公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が一体となって重点的にバリアフリー化を実施しています。
- 高齢者等が日常生活を送る上で、移動手段の確保が課題となっており、公共交通の役割は一層重要となっています。区は、今後の高齢社会の進展を見据え、公共交通の更なる利便性の向上や持続可能な公共交通網の構築を目指し、「葛飾区公共交通網整備方針^{※19}」に基づく取組を進めています。

※17 高齢者や障害者など、災害時にひとりで避難することが困難な方について、それぞれの状況に合わせて作成する個別の避難行動の計画

※18 Business Continuity Plan（ビジネス・コンティニュイティ・プラン）の略。災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画。重要な業務を継続し、早期復旧を図るための計画

※19 今後の本区の公共交通網の整備方針とその取組を定めることを目的に、令和元（2019）年5月に策定したものの

1 支え合いの地域づくり

- 自治町会への加入率を維持・向上させるため、集合住宅の居住者、転入者、外国人の加入促進を図ります。また、持続可能な自治町会活動を促進するため、組織や活動の効率化・活性化、自治町会会館等活動拠点の整備、多様な年齢層が無理なく気軽に参加できる仕組みづくりなどについて助言・支援を行います。
- 個別避難計画や災害時個別支援計画などについては、災害のイメージを支援者を含め共有するとともに、対象者個々の身体状況、親族等の支援者、住んでいる地域や建物の災害リスクに応じたきめ細やかな計画の見直しを進めていきます。
- 成年後見制度の利用を必要とする区民が、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、制度活用の促進や支援体制の充実を図ります。
- 複雑化・複合化した課題を抱える世帯や制度の狭間にある世帯の問題に対して、包括的な支援体制を整備し支援していくとともに、本人・世帯のニーズや抱える課題を把握したうえで、地域のボランティア団体等の活動への参加について調整し、参加支援を行います。

■ 協働を推し進める環境づくり【政策企画課】

重点
事業

職員出前講座の実施や協働事例集、協働事例映像の紹介動画作成など、区政や協働の取組を広く共有するための情報発信を行うとともに、協働まちづくり表彰などを実施し、連帯感や協働意識の向上を図ります。また、区民や事業者、各種団体などが自らの活動を広げるきっかけづくりや交流の機会の創出などを進めるため、SNSを活用して情報を共有する環境を整備していきます。

事業目標	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
葛飾区協働事例映像で取り上げる事例数	5件	5件	5件
葛飾区協働事例集で取り上げる事例数	20件	20件	20件
葛飾協働まちづくり表彰の被表彰団体等	25団体	25団体	25団体
葛飾区職員出前講座参加人数	3,500人	3,500人	3,500人
協働のまち葛飾下町川柳コンクール応募数	2,000句	2,500句	3,000句

□ 地域力向上支援【地域振興課】

重点
事業

自治町会を中心とした地域活動を支える多様なコミュニティによる地域力を向上させ、地域コミュニティの活性化を目指します。自治町会とPTAや子ども会等との連携を促進するほか、外部人材の活用を促し、自治町会の運営改善を支援します。また、情報発信の工夫や支援を通して、自治町会の活動や組織の存在を「見える化」し、より多くの住民に参加してもらえるよう支援していきます。

事業目標	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自治町会紹介チラシの発行	15,000部	15,000部	15,000部
自治町会加入促進リーフレットの配布	24,000部	24,000部	24,000部
連携イベントの実施	5町会	10町会	15町会
運営改善の実施	20町会	30町会	40町会
地区まつり助成	23団体	23団体	24団体
自治町会支援体制の構築	基本検討	詳細検討	検証

■ 避難行動要支援者対策等の充実

【災害要配慮者支援担当課・危機管理課・地域防災担当課・保健予防課・子育て政策課】

個別避難計画や災害時個別支援計画などの適宜見直しを行うとともに、自治町会などを中心とした地域ぐるみで要配慮者に対する防災意識の醸成を進めることで、避難行動要支援者の命を守る仕組みを構築します。また、妊産婦や乳児などを含めた要配慮者全般の避難支援を進めていきます。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
個別避難計画の見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新
災害時個別支援計画の見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新
妊産婦・乳児避難所の開設	開設準備	開設準備	開設準備
地域別地域防災会議などにより避難の仕組みづくりの支援	実施	実施	実施
福祉避難所の充実	調査・見直し	実施	実施

■ 成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実

【福祉管理課・高齢者支援課・障害福祉課・社会福祉協議会】

判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利擁護が図られ、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるように、成年後見制度の利用を必要としている方への支援を継続的に推進します。また、成年後見センターの中核機関において、成年後見制度の利用に関わる専門職、介護や医療関係者、地域の支援者による協議会を開催し、専門職団体や関係団体の連携強化を図ります。さらに、家庭裁判所への申立て費用や後見人等への報酬費用について、費用負担が困難な方に対して、助成を行っていきます。

今後は、身近に頼れる親族のいない高齢者に対して、見守りを行いながら、本人の状態に応じて、入院・入所の際の身元保証や葬儀、家財処分等の死後事務までをトータルでサポートする「やすらぎ安心サポート事業」を実施してまいります。これにより、人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう支援してまいります。

事業目標	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
中核機関の相談件数	735件	793件	856件
検討支援会議における申立等の支援件数	34件	35件	36件
区長申立て件数	99件	109件	119件
後見人等報酬助成件数	72件	82件	92件
訪問援助事業の契約者数	101件	111件	121件
やすらぎ安心サポート事業の相談件数	168件	173件	178件

その他の事務事業名	所管課
▶ 自治町会による地域ぐるみの支え合い	地域振興課
▶ 地域防災の連携・強化	地域防災課
▶ 民生委員活動への支援	福祉管理課
▶ 暮らしのまるごと相談事業（再掲）	暮らしのまるごと相談課
▶ かつしかあんしんネットワーク事業 ▶ 地域包括支援センター運営委託（再掲）	高齢者支援課
▶ 異世代・地域交流事業（再掲） ▶ シニア向けパソコン講座等運営委託（再掲） ▶ 生活支援体制整備事業（再掲）	地域包括ケア担当課
▶ 総合事業生活介護員研修（再掲）	介護保険課
▶ わくわくチャレンジ広場	地域教育課
▶ 自殺対策事業	保健予防課
▶ 生活支援ボランティア ▶ 高齢者食事サービス活動助成事業	社会福祉協議会

2 高齢者にやさしいまちづくり

- 区が実施するあらゆる事業において、計画・検討の段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、継続的な見直しを行うことで、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- 高齢者や障害のある方など、全ての人の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、障害者団体等の区民団体や事業者、国、東京都と協働して、鉄道駅周辺をはじめ、区内全域におけるバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を進めます。
- バス交通の充実を図るため、循環バス等の導入や既存路線の再編に取り組むとともに、バス利用者の利便性を高めるための施設整備を推進します。また、地域の身近な生活圏における移動手段として、地域主体交通の導入について検討を行います。
- 高齢者や障害のある方等の様々な心身の特性や考え方を理解し、全ての人が理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」社会の実現のための、広報・啓発・教育活動などの取組を検討していきます。

■ バリアフリー事業【調整課・道路建設課】

重点
事業

区全域において、バリアフリーについての考え方を共有し、施設整備や改修に関するハード面と、心のバリアフリーに関するソフト面による取組の両面で、総合的なバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針を策定します。また、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある方、子育て中の方等が多く利用する施設が集まった地区を移動等円滑化促進地区として定め、施設や道路のバリアフリー化を優先的に推進していきます。

今後は、街づくり事業などの進捗に合わせて、促進地区の中から重点整備地区を選定し、具体的なバリアフリー化を示すバリアフリー基本構想を作成し事業を進めていきます。

ホームドア整備については、鉄道各社の整備計画に基づき、東京都と連携しながら、その経費の一部を補助しています。

事業目標	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
移動等円滑化促進方針策定	策定	推進	推進
バリアフリー基本構想策定	—	検討	策定
補助 274 号線（立石地区）整備事業	予備設計	予備設計	詳細設計
ホームドア整備経費助成	助成 (新小岩駅)	検討	検討

■ バス交通の充実【交通政策課】

重点
事業

区民の身近な移動手段であるバス交通の充実を図るため、循環バス等の導入や既存路線の再編、地域組織が運行主体となって地域住民の外出を支援する地域主体交通の導入に向けて取り組めます。また、バス交通の利便性向上や利用促進を図るためのバス利用者用駐輪場（サイクル&バスライド）の整備を進めるとともに、上屋やベンチ、バスロケーションシステムなどの利便施設整備への支援、交通の新技术活用の検討などに取り組めます。

事業目標	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
循環バス等の導入 細田循環バス	補助・運行検証	補助・運行検証	補助・運行検証
循環バス等の導入 その他新規路線 既存路線の再編	協議・検討	協議・検討	協議・検討
地域主体交通の導入	地域主体 交通実証運行	地域主体 交通運行	地域主体 交通運行
サイクル&バスライドの整備	2 か所	2 か所	2 か所
利便施設整備の支援	15 か所	15 か所	15 か所
交通の新技术活用の検討	MaaS 等導入 検討	MaaS 等導入 検討	MaaS 等導入 検討

■ 歩道勾配改善事業【道路補修課】

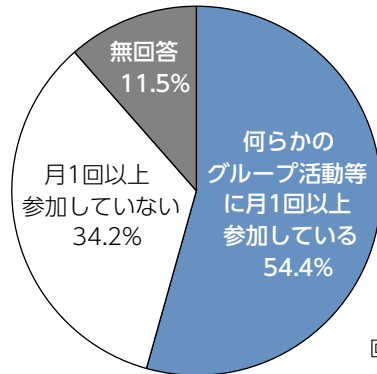


高齢の方、車いすやベビーカーを利用する方等の通行者の多い駅周辺道路や幹線道路を対象に、歩道の段差や勾配等を改善し、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
工事整備延長	0.3km	0.3km	0.4km

その他の事務事業名	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域コミュニティ施設における高齢者への対応 ▶ 自治町会会館におけるバリアフリー改修への支援 	地域振興課
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難行動要支援者名簿提供 ▶ 要配慮者施設への避難情報伝達 	危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間建築物バリアフリー化整備費助成 ▶ 避難行動要支援者名簿作成 	福祉管理課
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域乗合交通運営費助成 	交通政策課
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 入居相談受付（住み替え支援）（再掲） ▶ 家賃債務保証料助成（再掲） ▶ あんしん民間賃貸住宅補償利用料等助成（再掲） ▶ 区営住宅の集会室の利活用（再掲） ▶ 区民住宅管理 ▶ 高齢者借上住宅事務 ▶ シルバーピア管理 ▶ 高齢者向け優良賃貸住宅事業 	住環境整備課
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 耐震シェルター等設置助成 	建築課
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通安全等施設整備事業 	道路補修課
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小菅東スポーツ公園改修工事（エレベーター設置工事等） ▶ 地域の身近な公園整備 	公園課

地域のグループ、サークル等へ参加率



何らかのグループ活動等に月1回以上参加している

54.4%

資料：令和5（2023）年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」結果

※何らかのグループ活動等は、①ボランティアのグループ、②スポーツ関係のグループやクラブ、③趣味関係のグループ、④学習・教養サークル、⑤介護予防のための通いの場、⑥高齢者クラブ、⑦町会・自治会、⑧収入のある仕事

全ての人に配慮した公共施設や、生活環境の整備が進んでいると思う区民の割合は

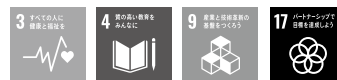
やや増加傾向

全ての人に配慮した公共施設や、生活環境の整備が進んでいると思うか

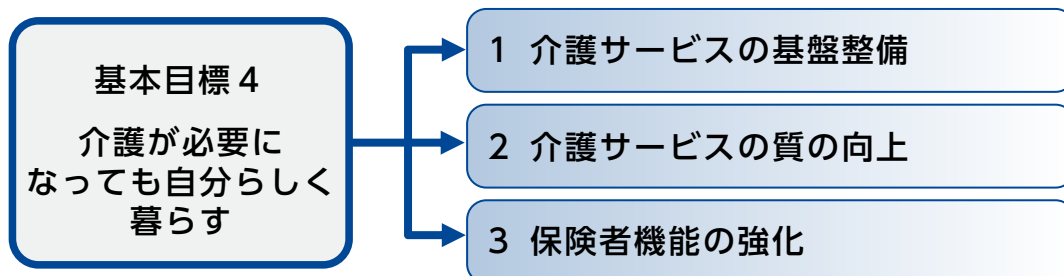
	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
全体	33.3%	35.3%	34.7%
男性	35.5%	39.5%	36.0%
女性	31.9%	31.7%	34.0%

資料：「政策・施策マーケティング調査」結果

SDGsゴールとの関係



施策の体系



現状と課題

- 令和 5（2023）年 10 月現在の居宅サービス利用者数は 15,678 人で、平成 30（2018）年と比較すると 1,985 人増加し、介護サービスの需要が増加しています。
- 在宅介護実態調査によると、要介護者の 69.3% は施設入所・入居は検討せず在宅生活を希望しています。今後は在宅サービスや地域密着型サービスの需要が多くなると推察されます。
- 特別養護老人ホームは令和 5（2023）年 10 月現在、22 か所あり、特別養護老人ホーム等の入所施設は建設から 20 年以上経過した施設も多く、設備の老朽化が進み、施設の長寿命化を図るためには大規模改修工事が必要です。
- 区内には、高齢者の住まいの選択肢として、令和 5（2023）年 10 月現在、有料老人ホームが 18 か所、サービス付き高齢者向け住宅が 21 か所あります。
- 令和 5（2023）年度葛飾区介護人材確保に関する調査によると、現在勤務している事業所・施設において、職員の確保・育成・離職防止に向けた取組や工夫の実施状況に関する認識について、20 歳代以下の 26.3%、40 歳代については 28.9% が「取り組み・工夫を行っていない」と回答しています。

1 介護サービスの基盤整備

- 中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要があります。第9期計画では、高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるよう、居宅要介護者を支えるための、在宅サービスの基盤整備の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保することが重要です。さらに、令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向け、必要となる福祉人材の確保・定着支援に取り組めます。

■ 高齢者介護施設の整備等支援【福祉管理課】

重点
事業

第8期計画では、在宅介護を柱としながら、在宅での生活が困難な方のために、特別養護老人ホームのショートステイ床の転用や、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備を進めてきました。その結果、第8期計画期間末には総定員数は、特別養護老人ホームが2,224人、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が621人となります。

高齢者介護施設等については、介護人材スキルアップ研修や介護人材キャリアアップ助成事業等を実施し、職員の技術の向上や資格取得を支援することで入所者の受け入れ増を支援しました。また、定期巡回・随時対応型訪問介護や小規模多機能型居宅介護の制度について、広報紙やパンフレット等で周知を図りました。

第9期計画においても、特別養護老人ホームのショートステイ床の転用を通じて待機者対策に取り組めます。また、区内には建設から20年以上経過し、大規模改修工事が必要な特別養護老人ホーム等の入所施設が多くあります。利用者の安全を確保しつつ、大規模改修工事を行うためには、利用者が一時的に転居するための施設が必要です。区では、都営水元小合アパート跡地を取得し、代替施設の建設に向けた準備を進めるとともに、施設改修に向けた支援のあり方について検討しています。さらに、在宅介護を支援する取組として、引き続き、定期巡回・随時対応型訪問介護や小規模多機能型居宅介護の制度を周知するほか、新たに看護小規模多機能型居宅介護施設の整備に向け、事業者を募集していきます。

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
特別養護老人ホーム定員数	2,236 人	2,249 人	2,249 人
特別養護老人ホーム大規模改修（代替施設整備）	基本設計・ 実施設計	建設	建設
（看護）小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの累計利用者数	2,700 人	2,988 人	3,324 人
看護小規模多機能型居宅介護施設の新規施設数	—	1 施設	—

■ 高齢者福祉施設の運営基盤の強化【介護保険課】

重点
事業

高齢者が必要な介護サービスを利用しながら安心して生活していくためには、介護人材の確保は必須です。区では、介護人材の育成のための「介護人材スキルアップ研修」として「介護職員等研修」、「介護支援専門員研修」、「主任介護支援専門員研修」に加えて、国の介護に関する入門的研修に対応した区独自の制度である「総合事業生活介護員研修」を実施し、介護人材の育成支援を進めます。

また、介護保険施設等での介護人材の確保・定着のためにハローワークなどと連携し、介護人材雇用促進事業「福祉のしごと大発見」を実施しているほか、職員に資格を取得させた事業者に、受講費用を助成する制度「介護人材キャリアアップ助成」や介護サービス事業所や施設の ICT 化を促進することで、業務の効率化、職員の負担軽減、職場環境の改善を図る「ICT 化促進支援等助成」、外国人雇用に関する助成事業や地域密着型事業所への家賃助成事業などを実施します。

ICT 化促進支援等助成	介護サービス事業所や施設の ICT 化等を促進することで、業務の効率化、職員の負担軽減、職場環境の改善を図り、介護人材の確保と定着を目指します。
地域密着型事業所向け家賃助成	介護サービス事業所に対し、介護職員の宿舍の家賃を助成することで、働きやすい職場環境整備を支援し、介護人材の確保定着を図ります。

<p>介護人材スキルアップ研修委託</p>	<p>区では、介護人材を育成し区民に良質かつ適切なサービスを提供する環境整備のために以下の事業を推進します。</p> <p>【介護職員等研修】 区内在勤の介護職員等を対象に、介護保険制度と介護職員の役割、サービスの質の管理等について研修を行います。</p> <p>【介護支援専門員研修】 区内在勤の介護支援専門員を対象に、介護保険制度と介護支援専門員の役割、ケアマネジメントスキルの向上等について研修を行います。</p> <p>【主任介護支援専門員研修】 区内在勤の主任介護支援専門員を対象に、介護保険制度と主任介護支援専門員の役割、ケアマネジメントスキルの向上等について研修を行います。</p>
<p>介護人材雇用促進事業 (介護人材キャリアアップ助成)</p>	<p>介護人材の確保と定着を図り、介護サービスの質を向上させるため、介護サービス事業者に対し、採用者の資格取得のための費用を助成することにより、介護人材のキャリアアップと職場への定着を図ります。</p>
<p>総合事業生活介護員研修 (介護予防・日常生活支援総合事業)</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業における区独自の訪問型サービス及び通所型サービスに加え、国の「介護に関する入門的研修」に対応する従事者の養成や事業者の人材確保に資する研修を実施します。</p>
<p>外国人雇用に関する助成</p>	<p>外国人人材の定着を支援するため、ICT機器等導入支援や語学等研修費の助成などを行います。</p>
<p>介護人材雇用促進事業 (福祉のしごと大発見)</p>	<p>区内の介護サービス事業所の人材確保及び求職者の就業を支援するために、ハローワークの支援を受けながら、葛飾区介護サービス事業者協議会と協働で、合同説明会を開催します。</p>

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
ICT化促進支援等事業所件数	18 件	18 件	18 件
地域密着型事業所向け家賃助成戸数	30 戸	30 戸	30 戸
介護人材スキルアップ研修受講者数	360 人	360 人	360 人

事業目標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
介護人材キャリアアップ助成申込者数	72 人	72 人	72 人
介護人材生活介護員研修受講者数	120 人	120 人	120 人
外国人雇用に関する助成件数	63 件	63 件	63 件
「福祉のしごと大発見」参加者数	125 人	125 人	125 人
「福祉のしごと大発見」による就業者数	25 人	25 人	25 人
介護人材確保調査実施回数	1 回	1 回	1 回

2 介護サービスの質の向上

- 住み慣れた地域で安心していきいきとした暮らしを続けていくためには、必要なサービスを自ら選択し、決定する権利が保障される必要があります。そのためには、サービス供給量が確保されていることはもとより、サービスの質を向上させることが不可欠です。
- 誰もが必要に応じて情報を入手したり、利用者の疑問、不満、不安等を解消できる相談の仕組みを充実させるとともに、質の高いサービスを提供できる介護サービス事業者の育成に取り組み、更なるサービスの質の向上に努めます。
- 介護サービス事業所から提出される事故報告を分類・検証し、事故の内容、原因等について、区と介護サービス事業所間で情報を共有し、事故の防止等に資する取組を進めます。
- 医療機関と介護サービス事業所間での情報連携を円滑に進めていくため、介護サービス事業所におけるICT化の推進に取り組んでいきます。

2-1 情報提供と相談対応の充実

① 介護サービス情報の提供

■ 福祉サービス第三者評価事業推進【福祉管理課】

第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場で一定の基準に基づき、福祉サービスの評価を行い、事業者は事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けるとともに、評価結果の公表を通じて、利用者が適切な福祉サービス提供事業者を選択できるようにする制度であり、今後も制度の普及促進に努めます。

■ ICTの活用と業務の効率化【介護保険課】

介護サービス事業者による標準様式の活用や申請の電子化を推進することにより、届け出や申請文書作成の負担軽減を図ります。

さらに、介護保険施設等での職員研修の充実、業務効率化と負担軽減等を図るために、ICT等の活用を推進します。

② サービスに関する相談・苦情対応体制の強化

■ 適切かつ迅速な相談・苦情対応体制【高齢者支援課・介護保険課】

区民の一番身近な相談窓口として、介護サービスに関する相談や苦情に適切かつ迅速に対応します。

また、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）では、介護サービスの利用や契約の仕方等についての相談に応じます。

■ 福祉サービスの苦情調整委員【福祉管理課】

区及び民間事業者が提供する福祉サービスに関する苦情等を、公正かつ中立的な立場で迅速に処理することにより、福祉サービスに対する区民の信頼を高め、福祉サービスの一層の向上を図ります。

また、申立てに係る苦情等について違法又は不当な行為が認められるときは、是正又は改善の措置を講ずるよう介護サービス事業者等に勧告し、必要に応じてその内容等を公表します。

■ 従業者に対するハラスメントの防止【介護保険課】

保健・福祉の現場では、利用者やその家族から従事者に対する身体的なハラスメントや精神的なハラスメントが少なからず発生しています。

ハラスメントの防止は、従事者の人権や心の健康を守るとともに、人材を安定的に確保し、従事者の離職を防止する観点からも非常に大切です。また、ハラスメントが無いことにより、従事者が利用者や家族と円滑な関係を築き、良好なサービスを維持していくことにつながります。

令和3（2021）年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定では、サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、すべてのサービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務付けられ、区では、厚生労働省が作成した介護現場及び障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアルを各サービス事業所に配付するなどして、サービスの管理者に対して具体的対策の周知を図ってきました。

今後さらに区と事業所が協力してハラスメントの防止対策を充実するため、令和5（2023）年9月には区内介護サービス事業所に対してカスタマーハラスメントに関するアンケートを実施したところ、回答した介護サービス事業所の約2割が「特に（対策を）行っていない」と回答した一方で、6割近い事業所が「区に事業所が相談できるような窓口の設置」を希望していることから、普及啓発のための研修の実施や相談窓口の設置を検討するなど、介護現場などでのハラスメントの防止対策を強化します。

■ 介護相談員事業【福祉管理課】

介護相談員が派遣を希望する介護サービス事業所を定期的に訪問して、利用者の相談に応じ、利用者の希望や疑問等を介護サービス事業所に伝える橋渡し役としての活動を行います。

■ 審査請求への対応【介護保険課】

東京都介護保険審査会に申し立てる審査請求に関して、法令に基づき適切に対応していきます。

2-2 権利擁護と自立への支援

① 権利擁護の推進

■ 成年後見制度の利用支援 【福祉管理課・高齢者支援課・障害福祉課・社会福祉協議会】

判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利擁護が図られ、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるように、成年後見制度の利用を必要としている方への支援を継続的に推進します。

■ 訪問援助事業【社会福祉協議会】

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、福祉サービス利用に当たっての援助や日常的な金銭管理サービス、預金証書等の預かりサービスなどの利用援助事業を実施します。

② 高齢者の虐待防止

■ 養護者及び養介護施設従事者による高齢者虐待の防止 【高齢者支援課・介護保険課】

介護老人福祉施設などの養介護施設又は居宅サービス事業などに従事する「養介護施設従事者等^{*20}」に向けた権利擁護や虐待についての研修を実施するほか、従事者向けに介護技術についてスキルアップを図る研修を推進します。

*20 介護老人福祉施設などの養介護施設または、居宅サービス事業など養介護事業に従事する者をいう。

また、「養介護施設従事者等」による要介護・要支援者への虐待に関する相談や通報を受けた場合には、関係機関等と連携し対応します。

区では、第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）を策定しました。高齢者が安心して生活できる「虐待ゼロ」の地域社会づくりを推進します。

2-3 介護サービス事業者への支援、指導監査の実施

① 介護サービス事業者への支援

■ 介護サービス事業者支援【介護保険課】

介護サービス事業者に適切な方法で情報提供を行います。また、迅速で確実な情報発信等を行うために、葛飾区介護サービス事業者協働組合が運用する「かつしかほうかつケアねっと」を活用して支援します。

■ 介護サービス事業者の育成・助言【介護保険課】

介護サービスの質の向上のための支援として、介護支援専門員や介護職員などに対する研修を実施します。また、介護サービス事業者に対して、介護保険法に基づき、介護サービスの取扱い及び過去の指導事例などに関する指導・助言を実施します。

■ ケアマネジメントの充実【介護保険課】

介護サービスの円滑な利用のために重要な役割を担う介護支援専門員に対して、ケアプラン作成技術向上のための指導や助言及び事例検討会の開催などを支援します。

② 介護サービス事業者への指導監査の実施

■ 介護サービス事業者に対する指導監査【介護保険課】

区では介護サービスの更なる質の向上と、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を目的として、介護サービス事業者に対する介護保険法に基づく調査及び運営指導（必要に応じて監査）を実施します。

3 保険者機能の強化

- 介護給付の適正化を図るため、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、公正な介護認定調査・審査の実施、確実な賦課・徴収の遂行に努めます。
- 災害や感染症の発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、訓練の実施や周知啓発に努めます。
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえ、取組を充実します。

3-1 介護保険制度の円滑な運営

■ 介護保険制度普及啓発の推進【介護保険課】

介護保険制度をわかりやすく周知するために「広報かつしか」やホームページに記事を掲載するとともに、パンフレットの作成・配布、職員による区民向け講座などにより制度の普及啓発を推進します。

■ 各種データ利活用の推進【介護保険課】

国から提供される要介護認定情報や介護予防に関するデータ等を分析し、医療情報を連携させるなど、個人情報取り扱いに配慮しつつ、区が管理する関連データの活用促進を図るための環境を整備します。

■ 公正な介護認定審査の実施【介護保険課】

● 認定調査の適正化事業

調査項目に関する認定調査員研修などを実施し、要介護（要支援）の認定調査について、全国一律の基準に基づき行います。

● 公平・公正な介護認定審査会の運営

要介護認定審査の運営及び判定を行う第三者機関として、医療・保健・福祉の各分野の専門家からなる介護認定審査会を設置しています。

介護認定審査会では、要介護認定の公平性を保ち、公正な要介護認定の実施に取り組んでいるほか、葛飾区医師会と連携して、主治医意見書の記載内容の充実に努めます。

●介護認定審査会委員及び認定調査員の知識の修得・向上支援

東京都などと連携しながら、介護認定審査会委員及び認定調査員に対して研修を実施するなど、要介護認定に携わる人材の質の確保を図ります。

□介護保険料の適切な賦課・徴収【介護保険課】

●介護保険料の賦課

介護保険制度の周知を図り、介護保険制度への被保険者の理解を深め、適切な賦課業務に努めます。

●介護保険料の徴収

保険料の納付方法の拡大に向けて、これまでにコンビニ収納やペイジー口座振替受付サービス^{※21}を導入しました。さらに、電子マネーによる納付などについて検討し、被保険者の利便性向上と収納率向上に努めます。

□利用者への支援【介護保険課】

介護保険制度は、原則として利用料の1割から3割を利用者に負担していただきますが、利用者の負担軽減を図るため、所得に応じて、介護保険法に定められた「特定入所者介護サービス費」、「高額介護サービス費」等を支給する制度が設けられています。また、「生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業」についても実施しています。

3-2 効果的・効率的な介護給付の推進（介護給付適正化計画）

□要介護認定の適正化【介護保険課】

●認定調査状況チェック

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、区の職員などが訪問又は書面等の審査を通じて点検をすることにより、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めます。

※21 Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスは、収納機関に設置された端末から、口座名義人本人が口座振替申込みの手続きを印鑑なしにキャッシュカードだけで行えるサービス

●認定調査員のレベルアップの推進

要介護認定適正化事業における業務分析データに基づく、適切な認定調査を行うため、厚生労働省「認定調査員向けeラーニングシステム^{※22}」などを活用して認定調査の点検・振り返りを行い、認定調査員のレベルアップを推進します。

□適正なケアマネジメント等の推進【介護保険課】

●ケアプラン点検事業

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）がケアマネジメントのプロセスを踏まえ、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員と検証確認しながら、介護支援専門員の「気付き」を促し、介護給付の適正化を推進します。

●住宅改修等の点検事業

利用者の実態に即した適切な住宅改修が行われるよう、住宅改修費の申請時に請求者宅の状況の確認や工事見積書の点検を行うほか、竣工後の訪問調査により施工状況の点検を行います。

福祉用具の利用者に対しては、訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況などの点検を行います。

また、第9期からはケアプランに記載されている申請者の身体状況などとの整合性についても点検を行います。

□介護報酬請求の適正化【介護保険課】

●医療情報との突合・縦覧点検事業

医療情報との突合では、医療保険の情報と介護保険の情報を突合し、請求の重複や漏れを確認します。

縦覧点検では、介護サービスの利用者ごとに複数月の請求明細書の内容等を確認し、提供されたサービスと請求内容の整合性を確認します。

※22 配信される教材を、インターネットに接続可能なモバイル端末等を利用して学習する方法

■ 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進**【介護保険課・地域保健課・地域包括ケア担当課】**

高齢者が要支援・要介護状態となってもいつまでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるように、関係団体や関係機関との協議の場において、医療や介護に係るリハビリテーション等の専門職が関与する取組を検討していきます。

■ 保険者機能強化推進交付金等の活用【介護保険課・高齢者支援課 他】

高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことを目標に、保険者機能強化推進交付金を介護給付の適正化や介護人材の確保、その他のサービスの提供基盤に活用します。また、努力支援交付金は、介護予防や通いの場、認知症施策等の充実に活用します。

■ 災害や感染症対策に係る体制整備【福祉管理課・高齢者支援課・障害者施設課・介護保険課・危機管理課・保健予防課】**● 災害時への備え**

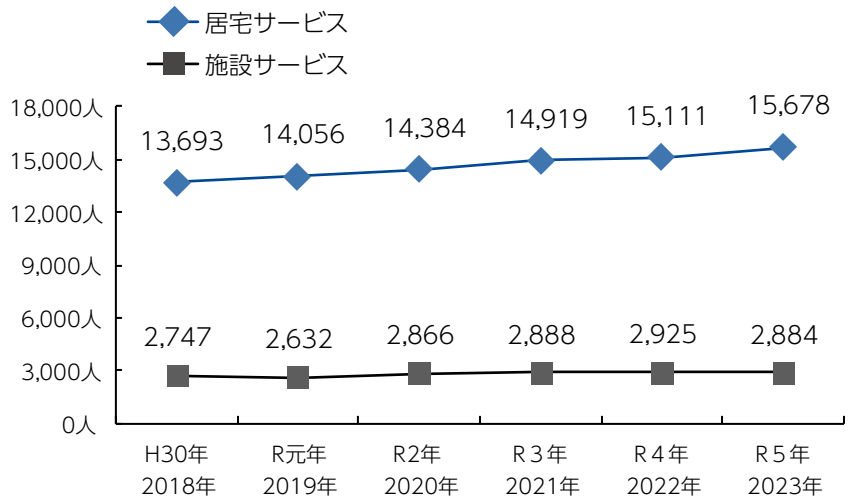
区では、葛飾区介護サービス事業者協議会と協定を締結し、災害時の避難誘導や安否確認に加え、区が設置する福祉避難所での相互支援を行うことにしています。今後は、介護サービス事業者が策定したBCP（業務継続計画）とも整合性を図りながら、福祉避難所の在り方や備えなどを検討していきます。

● 感染症に対する備え

新型コロナウイルス感染症等の様々な感染症発生に備え、日頃から区と事業所間の連携について周知しておくとともに、報告があった場合には速やかに対応できるよう、引き続き区の体制を整えます。

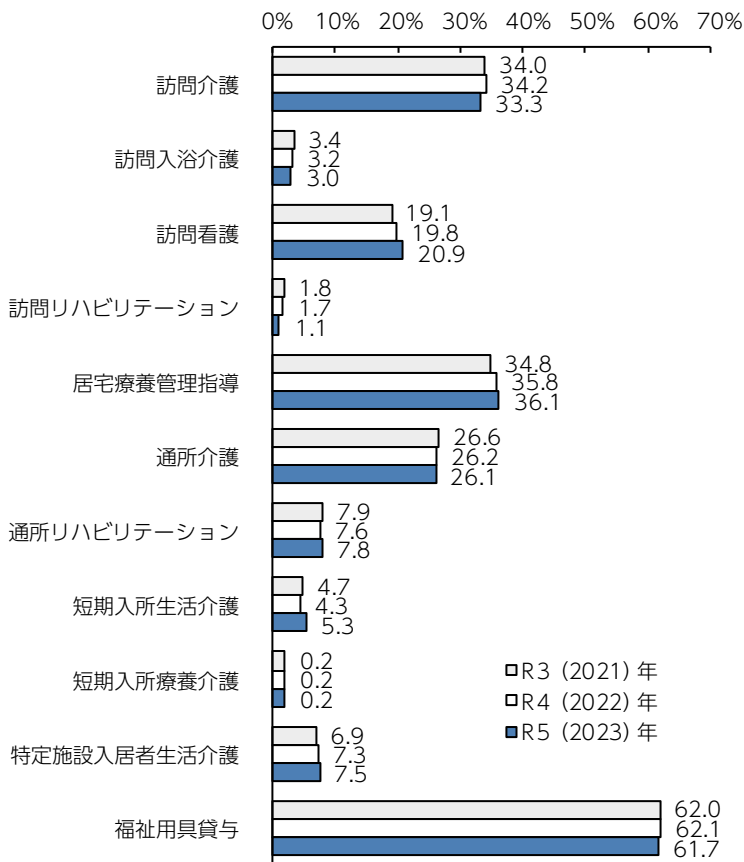
居宅・施設サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者
は**増加傾向**



資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

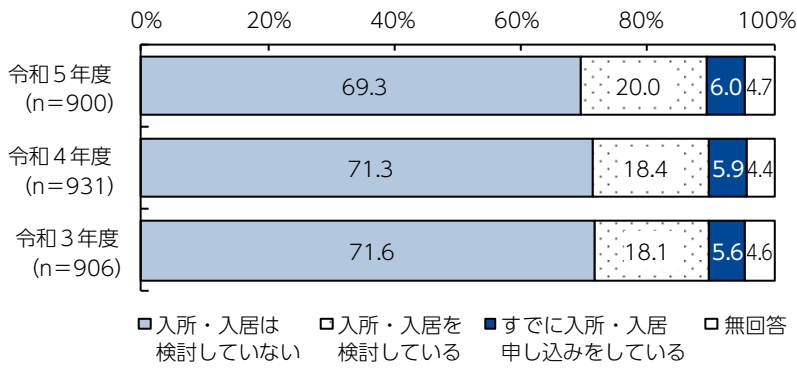
居宅サービス利用率の推移



訪問介護
訪問看護
居宅療養管理指導
通所介護
福祉用具貸与
の利用率が高い

資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

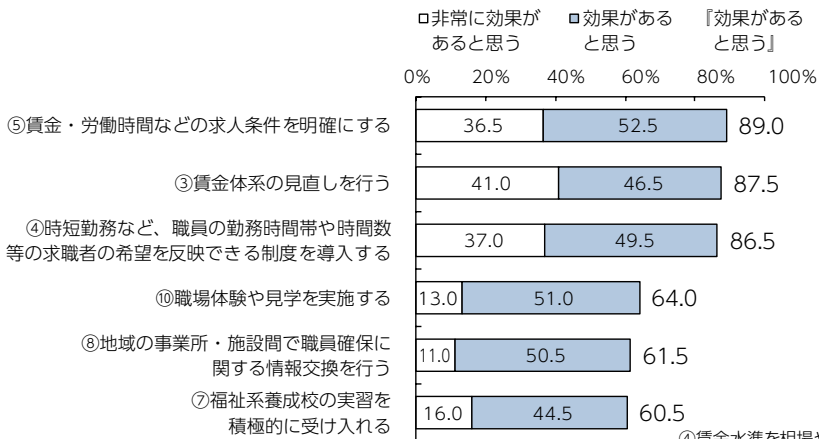
施設等への入所・入居の検討状況



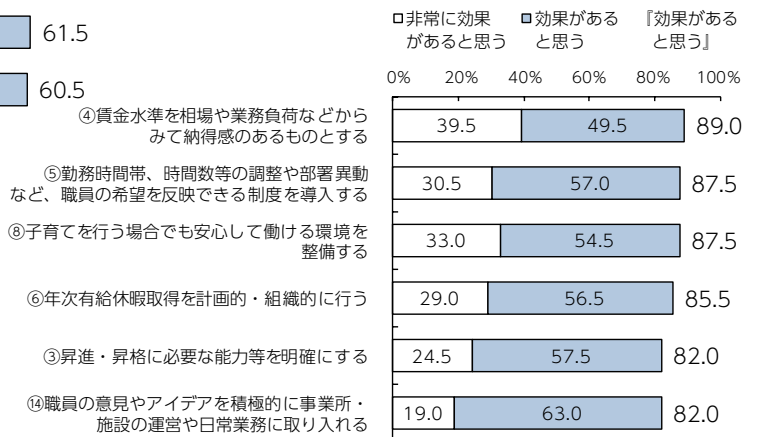
要介護者の
69.3%は
施設入所・入居を検討せず
在宅生活ができている

資料：令和5（2023）年度「在宅介護実態調査」結果

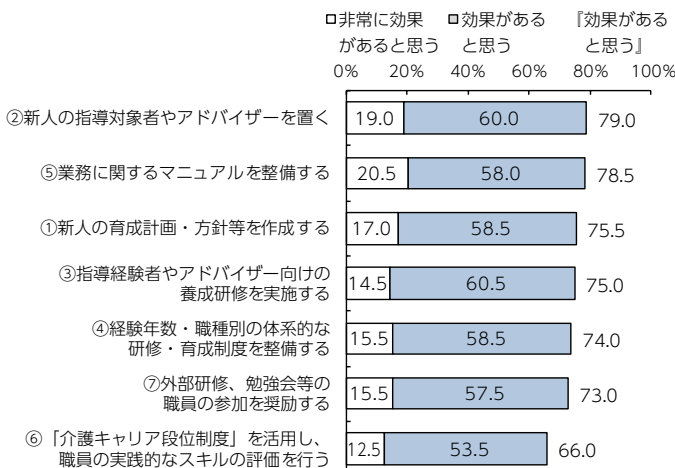
【職員の確保】の取組や工夫の効果（上位6位）



【職員の離職防止】に向けた取組や工夫の効果（上位6位）



【職員の育成】に向けた取組や工夫の効果



資料：令和5（2023）年度「葛飾区介護人材確保に関する調査」結果

区内介護施設等の整備状況

(令和6(2024)年3月31日予定)

施設種別	サービス内容	施設数	定員等
特別養護老人ホーム (老人福祉法第20条の5、介護保険法第8条第27項)	入浴、排せつ、食事等の介護	21 施設	2,204 人
地域密着型特別養護老人ホーム (老人福祉法第20条の5、介護保険法第8条第22項)	入浴、排せつ、食事等の介護	1 施設	20 人
介護老人保健施設 (医療法第1条の6、介護保険法第8条第28項)	看護、医学的管理下における介護や機能訓練等	8 施設	993 人
認知症高齢者グループホーム (老人福祉法第5条の2第6項、介護保険法第8条第20項)	認知症の方が共同で生活している住居内での介護や日常生活の援助	35 施設	621人
小規模多機能型居宅介護事業 (老人福祉法第5条の2第5項、介護保険法第8条第19項)	「通い」を中心に、状況や希望に応じて随時の「訪問」や「泊まり」を組み合わせる行う	5 施設	133 人 (登録定員)
看護小規模多機能型居宅介護事業 (老人福祉法第5条の2第7項、介護保険法第8条第23項)	小規模多機能型居宅介護事業に訪問看護を組み合わせる行う	1 施設	29 人 (登録定員)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 (老人福祉法第5条の2第2項、介護保険法第8条第15項)	日中・夜間に訪問介護と訪問看護の両方を定期巡回と随時の対応(相談のみの場合を含む)で行う	3 施設	—
ケアハウス(軽費老人ホーム) (老人福祉法第20条の6、介護保険法第8条11項)	食事等の生活支援(低額な料金で利用可能)	4 施設 (うち2施設が特定施設)	140 人
有料老人ホーム (老人福祉法第29条第1項、介護保険法第8条第11項)	食事等の生活支援(住宅型と介護付があります)	18 施設 (うち10施設が特定施設)	882 人
サービス付き高齢者向け住宅 (高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項)	安否確認や生活相談等(バリアフリー対応の賃貸住宅)	21 施設 (うち1施設が特定施設)	983 戸

第4章

介護サービス等の見込み及び 介護保険料の算定

1 介護サービス量

(1) 介護予防サービス量

介護予防サービス量 実績・見込み

		第8期実績			第9期計画			R12年度 2030年度	R22年度 2040年度
		R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度		
介護予防訪問入浴介護	回	3	5	7	15	15	18	18	20
	人	1	1	3	7	7	8	8	9
介護予防訪問看護	回	1,727	1,675	2,201	2,806	3,416	4,084	4,127	4,595
	人	227	228	282	341	409	489	494	550
介護予防訪問リハビリテーション	回	207	159	137	192	292	449	458	508
	人	17	13	15	23	35	54	55	61
介護予防居宅療養管理指導	人	295	284	339	383	428	479	485	540
介護予防通所リハビリテーション	人	228	231	261	300	341	389	393	438
介護予防短期入所生活介護	日	20	32	31	18	12	10	10	10
	人	5	6	11	7	5	4	4	4
介護予防短期入所療養介護	日	1	0	0	0	0	0	0	0
	人	1	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人	91	83	87	94	101	109	111	123
介護予防福祉用具貸与	人	1,423	1,432	1,568	1,735	1,900	2,082	2,105	2,344
特定介護予防福祉用具購入費	人	25	23	21	25	27	28	28	31
介護予防住宅改修費	人	27	27	26	38	41	43	43	49
介護予防支援	人	1,714	1,727	1,871	2,162	2,498	2,887	2,919	3,251

※：1か月当たり

※：令和3（2021）年度・令和4（2022）年度は実績、令和5（2023）年度は見込み

※：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度及び令和12（2030）年度・令和22（2040）年度は推計値

(2) 介護サービス量

介護サービス量 実績・見込み

		第 8 期実績			第 9 期計画			R12年度 2030年度	R22年度 2040年度
		R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度		
訪問介護	回	120,853	125,703	131,443	139,770	146,926	154,894	156,615	174,484
	人	5,098	5,181	5,404	5,738	6,033	6,344	6,414	7,146
訪問入浴介護	回	2,413	2,343	2,291	2,403	2,498	2,593	2,615	2,909
	人	509	492	457	464	469	476	480	534
訪問看護	回	24,523	25,474	27,726	30,623	33,341	36,027	36,433	40,583
	人	2,644	2,797	3,019	3,309	3,593	3,899	3,943	4,392
訪問リハビリテーション	回	2,810	2,707	2,271	2,279	2,243	2,218	2,237	2,491
	人	234	233	195	191	187	185	187	208
居宅療養管理指導	人	4,884	5,154	5,475	6,159	6,857	7,636	7,721	8,600
通所介護	回	42,664	42,130	43,478	44,426	45,158	45,870	46,384	51,671
	人	4,000	4,011	4,103	4,143	4,185	4,225	4,272	4,759
通所リハビリテーション	回	7,152	7,408	7,276	7,701	8,191	8,690	8,797	9,790
	人	930	961	950	1,013	1,070	1,128	1,142	1,271
短期入所生活介護	日	7,004	7,235	7,200	7,920	9,321	11,024	11,137	12,406
	人	691	709	764	905	1,061	1,245	1,258	1,401
短期入所療養介護	日	190	165	230	290	348	408	421	453
	人	27	28	28	33	39	46	47	51
特定施設入居者生活介護	人	938	1,008	1,082	1,209	1,338	1,478	1,496	1,666
福祉用具貸与	人	7,835	8,017	8,134	8,585	8,971	9,373	9,476	10,556
特定福祉用具購入費	人	130	122	132	140	150	160	161	179
住宅改修費	人	76	76	87	96	109	122	126	139
居宅介護支援	人	11,219	11,391	11,545	12,355	13,225	14,155	14,311	15,943

※：1か月当たり

※：令和3（2021）年度・令和4（2022）年度は実績、令和5（2023）年度は見込み

※：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度及び令和12（2030）年度・令和22（2040）年度は推計値

(3) 地域密着型サービスのサービス量

地域密着型サービスのサービス量 実績・見込み

		第8期実績			第9期計画			R12年度 2030年度	R22年度 2040年度
		R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	60	61	62	67	73	80	80	89
夜間対応型訪問介護	人	151	162	209	255	306	369	372	415
地域密着型通所介護	回	21,320	22,078	24,645	27,558	29,686	31,840	32,203	35,868
	人	2,328	2,468	2,630	2,823	3,000	3,187	3,223	3,590
(介護予防)認知症対応型通所介護	回	1,376	1,225	1,222	1,447	1,625	1,841	1,844	2,076
	人	126	115	113	131	146	165	166	188
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	人	95	107	109	128	148	170	176	197
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	人	568	561	562	579	590	603	611	683
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	20	20	20	19	19	19	19	20
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	18	22	19	22	26	33	33	38
看護小規模多機能型居宅介護	人	11	18	22	29	37	46	47	51

※：1か月当たり

※：令和3（2021）年度・令和4（2022）年度は実績、令和5（2023）年度は見込み

※：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度及び令和12（2030）年度・令和22（2040）年度は推計値

(4) 介護保険施設のサービス量

介護保険施設のサービス量 実績・見込み

		第8期実績			第9期計画			R12年度 2030年度	R22年度 2040年度
		R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度		
介護老人福祉施設	人	1,976	1,947	1,946	2,002	2,037	2,071	2,095	2,333
介護老人保健施設	人	909	902	877	896	905	917	927	1,033
介護医療院	人	24	27	28	37	45	51	52	58
介護療養型医療施設	人	15	12	5					

※：1か月当たり

※：令和3（2021）年度・令和4（2022）年度は実績、令和5（2023）年度は見込み

※：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度及び令和12（2030）年度・令和22（2040）年度は推計値

※：介護療養型医療施設は、令和5（2023）年度で制度廃止

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス量

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス量 実績・見込み

		第 8 期実績			第 9 期計画			R12年度 2030 年度	R22年度 2040 年度
		R3年度 2021 年度	R4年度 2022 年度	R5年度 2023 年度	R6年度 2024 年度	R7年度 2025 年度	R8年度 2026 年度		
訪問型サービス	人	1,385	1,319	1,266	1,266	1,266	1,266	1,280	1,426
通所型サービス	人	1,767	1,795	1,928	2,024	2,125	2,231	2,255	2,512

※：1 か月当たり

※：令和 3（2021）年度・令和 4（2022）年度は実績、令和 5（2023）年度は見込み

※：令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度及び令和 12（2030）年度・令和 22（2040）年度は推計値

※：その他、介護予防・日常生活支援総合事業には、通所型住民主体サービス、介護予防ケアマネジメント等を含む。

2 介護保険料の設定

(1) 介護保険料の決定プロセス

1 給付実績の整理

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度(見込み)の給付実績を整理します。

2 人口推計

住民基本台帳に基づき、区の総人口・高齢者人口を推計します。

3 要介護(要支援)認定者数推計

人口推計に基づき、令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の、3年間の第1号被保険者数と要介護(要支援)認定者数を推計します。

4 サービス見込み量の推計

要介護(要支援)認定者数推計、過去のサービス供給実績と制度改正を踏まえ、令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の、3年間のサービス見込み量を推計します。

5 標準給付費と地域支援事業費を算出

サービス見込み量を基に、第9期計画期間中に必要な標準給付費見込み額と地域支援事業費見込み額を算出します。

6 第1号被保険者保険料基準額の設定

第9期計画の保険給付費推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数を基に、第9期計画の保険料基準額及び保険料段階を設定します。

(2) 介護給付費の見込み

被保険者数及び要介護認定率の実績から、第9期計画期間の3年間の要介護認定者数を算出します。要介護認定者数から施設サービスの利用者数と在宅サービスの利用者数を推計します。

施設サービスは利用者数と1人当たりの給付費から、居宅サービスは各種サービスの利用者数と1人当たりの給付費から介護給付費の見込みを算出します。

① 介護予防サービス給付費

介護予防サービス給付費（予防給付） 実績・見込み

(単位：千円)

	第8期実績			第9期計画			R12年度 2030年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度		
介護予防訪問入浴介護	224	567	818	1,775	1,778	2,032	2,032	2,285
介護予防訪問看護	85,094	83,831	103,584	133,362	162,419	194,179	196,211	218,443
介護予防訪問リハビリテーション	7,809	5,932	4,981	7,031	10,717	16,500	16,814	18,652
介護予防居宅療養管理指導	40,910	38,693	45,352	51,963	58,135	65,073	65,884	73,357
介護予防通所リハビリテーション	98,362	101,508	116,759	136,154	154,894	176,644	178,499	198,923
介護予防短期入所生活介護	1,830	2,668	2,770	1,639	1,040	894	894	894
介護予防短期入所療養介護	52	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	82,280	75,015	80,351	88,083	94,800	102,180	104,124	115,391
介護予防福祉用具貸与	94,091	98,152	110,095	121,833	133,418	146,208	147,804	164,601
特定介護予防福祉用具購入費	8,854	8,036	8,021	9,591	10,376	10,724	10,724	11,858
介護予防住宅改修費	29,915	29,863	25,286	37,031	40,002	41,936	41,936	47,740
介護予防支援	106,739	110,327	119,893	140,496	162,536	187,847	189,930	211,531
計 (I)	556,160	554,592	617,910	728,958	830,115	944,217	954,852	1,063,675

※：令和3（2021）年度・令和4（2022）年度は実績、令和5（2023）年度は見込み

※：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度及び令和12（2030）年度・令和22（2040）年度は推計値

※：端数処理の関係で、表中の数値を合計しても計とは一致しない場合がある。

② 介護サービス給付費

介護サービス給付費 実績・見込み

(単位：千円)

	第 8 期実績			第 9 期計画			R12年度 2030年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度		
訪問介護	4,583,498	4,765,587	5,015,812	5,409,550	5,694,685	6,003,786	6,070,494	6,763,149
訪問入浴介護	392,856	382,555	377,417	401,493	417,845	433,795	437,476	486,658
訪問看護	1,491,522	1,536,894	1,654,797	1,854,371	2,022,861	2,187,667	2,212,421	2,464,403
訪問リハビリテーション	105,339	101,958	86,342	87,908	86,636	85,684	86,413	96,228
居宅療養管理指導	779,010	847,488	941,809	1,074,435	1,197,713	1,333,780	1,348,627	1,502,159
通所介護	4,243,396	4,188,383	4,315,232	4,470,286	4,549,076	4,621,936	4,674,285	5,206,837
通所リハビリテーション	779,310	805,850	780,598	837,721	892,058	944,955	956,672	1,064,476
短期入所生活介護	823,572	850,383	867,925	971,444	1,145,815	1,356,356	1,370,135	1,526,441
短期入所療養介護	26,633	24,015	32,605	41,807	50,105	58,794	60,657	65,245
特定施設入居者生活介護	2,305,243	2,504,618	2,800,956	3,173,849	3,516,989	3,885,084	3,932,573	4,378,985
福祉用具貸与	1,357,409	1,406,050	1,461,889	1,543,038	1,612,380	1,684,688	1,703,111	1,897,219
特定福祉用具購入費	51,424	50,065	60,312	64,033	68,576	73,119	73,557	81,821
住宅改修費	75,835	73,429	84,382	93,390	105,519	119,168	122,048	135,697
居宅介護支援	2,164,143	2,231,561	2,313,768	2,511,044	2,691,431	2,881,016	2,912,808	3,244,955
計 (Ⅱ)	19,179,190	19,768,836	20,793,844	22,534,369	24,051,689	25,669,828	25,961,277	28,914,273

※：令和 3（2021）年度・令和 4（2022）年度は実績、令和 5（2023）年度は見込み

※：令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度及び令和 12（2030）年度・令和 22（2040）年度は推計値

※：端数処理の関係で、表中の数値を合計しても計とは一致しない場合がある。

③ 地域密着型サービス給付費

地域密着型サービス給付費 実績・見込み

(単位：千円)

	第 8 期実績			第 9 期計画			R12年度 2030年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	142,977	147,385	142,651	157,165	171,511	187,969	187,969	209,274
夜間対応型訪問介護	47,011	47,064	55,762	68,973	82,879	99,960	100,725	112,395
地域密着型通所介護	2,041,680	2,128,204	2,377,168	2,705,609	2,914,072	3,116,655	3,153,051	3,511,686
(介護予防) 認知症対応型通所介護	206,866	183,872	180,187	216,450	243,551	276,152	276,454	311,028
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	254,769	297,108	300,566	355,487	410,322	468,073	481,078	533,508
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1,919,281	1,899,237	1,941,207	2,033,809	2,075,232	2,120,254	2,147,673	2,399,630
地域密着型特定施設入居者生活介護	52,889	54,282	56,018	53,884	54,213	54,213	51,283	56,881
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	69,379	74,232	71,690	84,090	99,654	126,513	126,513	145,589
看護小規模多機能型居宅介護	40,792	70,819	84,554	113,332	142,251	177,967	182,608	199,331
計 (Ⅲ)	4,775,644	4,902,203	5,209,803	5,788,799	6,193,685	6,627,756	6,707,354	7,479,322

※：令和 3（2021）年度・令和 4（2022）年度は実績、令和 5（2023）年度は見込み

※：令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度及び令和 12（2030）年度・令和 22（2040）年度は推計値

※：端数処理の関係で、表中の数値を合計しても計とは一致しない場合がある。

④ 介護保険施設サービス給付費

介護保険施設サービス給付費 実績・見込み

(単位：千円)

	第 8 期実績			第 9 期計画			R12年度 2030年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度		
介護老人福祉施設	6,654,191	6,610,821	6,837,701	7,133,216	7,267,223	7,388,851	7,474,507	8,323,689
介護老人保健施設	3,401,561	3,449,932	3,425,900	3,549,707	3,589,605	3,636,482	3,677,039	4,097,014
介護医療院	110,108	127,386	139,804	188,939	224,287	256,209	261,750	293,672
介護療養型医療施設	68,573	52,089	27,234					
計 (Ⅳ)	10,234,433	10,240,228	10,430,639	10,871,862	11,081,115	11,281,542	11,413,296	12,714,375

※：令和 3（2021）年度・令和 4（2022）年度は実績、令和 5（2023）年度は見込み

※：令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度及び令和 12（2030）年度・令和 22（2040）年度は推計値

※：介護療養型医療施設は、令和 5（2023）年度で制度廃止

※：端数処理の関係で、表中の数値を合計しても計とは一致しない場合がある。

⑤ 総給付費

総給付費 実績・見込み

(単位：千円)

	第8期実績			第9期計画			R12年度 2030年度	R22年度 2040年度
	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度		
I～IV計	34,745,427	35,465,859	37,052,196	39,923,988	42,156,604	44,523,343	45,036,779	50,171,645

※：令和3（2021）年度・令和4（2022）年度は実績、令和5（2023）年度は見込み

※：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度及び令和12（2030）年度・令和22（2040）年度は推計値

⑥ 標準給付費の見込み

標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合算したものです。

第9期計画期間の3年間の標準給付費の見込み額は次のとおりです。

標準給付費の見込み額

(単位：千円)

区 分	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	合 計
総給付費	39,923,988	42,156,604	44,523,343	126,603,935
特定入所者介護サービス費等給付額	744,849	779,773	816,334	2,340,956
高額介護サービス費等給付額	1,211,889	1,302,889	1,400,722	3,915,500
高額医療合算介護サービス費等給付額	167,450	181,375	196,458	545,283
審査支払手数料	46,693	49,027	51,479	147,199
標準給付費見込み額	42,094,869	44,469,668	46,988,336	133,552,873

※：特定入所者介護サービス費等給付額は、介護保険施設等における居住費・食費のうち、基準となる費用と低所得の方の負担限度額の差額を公費で賄う費用

※：高額介護サービス費等給付額は、介護保険の自己負担額が上限額を超えた場合、負担を軽減するため、その差額を公費で賄う費用

※：高額医療合算介護サービス費等給付額は、介護保険と医療保険を合わせた自己負担額が上限額を超えた場合、負担を軽減するため、その差額を公費で賄う費用

※：審査支払手数料は、介護報酬審査、支払事務を委託している国民健康保険団体連合会に支払う費用

※：端数処理の関係で、表中の数値を合計しても合計とは一致しない場合がある。

⑦ 地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、介護予防や生活支援を行う「介護予防・日常生活支援総合事業」、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の運営や介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業などを行う「包括的支援事業」及び「任意事業」の3種類があります。

地域支援事業費の見込み額は次のとおりです。

地域支援事業費の見込み額

(単位：千円)

区 分	R6年度 2024 年度	R7年度 2025 年度	R8年度 2026 年度	合 計
地域支援事業費	1,641,814	1,721,754	1,808,826	5,172,394
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,029,928	1,082,218	1,139,704	3,251,850
包括的支援事業・任意事業費	611,886	639,536	669,122	1,920,544

- ※：総合事業のサービス単価については、国の定める基準を上限とし、介護報酬を区独自に設定している。
- ※：包括的支援事業・任意事業費には、地域自立生活支援事業等が含まれる。
- ※：社会保障充実分を含む。

介護予防・日常生活支援総合事業における実施状況の評価については、介護保険法において努力義務とされているため、第9期計画において実施状況の調査・分析及び評価を適切に行うとともに、必要に応じて活用方法を検討します。

⑧ 保険料算定基礎額の見込み

保険料算定基礎額は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の第1号被保険者の保険料を算定するための基礎額で、標準給付費見込み額と地域支援事業費見込み額を合わせた給付費等の見込み額です。

標準給付費見込み額
133,552,873 千円

+

地域支援事業費見込み額
5,172,394 千円

=

保険料算定基礎額
138,725,267 千円

(3) 介護保険の財源

① 介護保険の財源（費用の負担割合）

介護サービスにかかる費用のうち、利用者の負担分が1割～3割で、その残りの費用を公費と保険料で賄います。

公費の負担割合は、国が20.00%、東京都が12.50%、区が12.50%の負担金と5.00%の調整交付金^{※1}となります。^{※2}

介護給付にかかる財源の負担割合

	第1号被保険者保険料	第2号被保険者保険料	調整交付金	国負担金	都負担金	区負担金
介護給付	23.00%	27.00%	5.00%	20.00%	12.50%	12.50%

※1：調整交付金は全国平均値である。

※2：施設等サービス給付費（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設にかかる給付費）についての公費の負担割合は、国が15.00%、東京都が17.50%、区が12.50%、調整交付金が5.00%となる。

また、地域支援事業費の負担割合は次のとおりです。

地域支援事業にかかる財源の負担割合

	第1号被保険者保険料	第2号被保険者保険料	国負担金	都負担金	区負担金
介護予防・日常生活支援総合事業	23.00%	27.00%	25.00%	12.50%	12.50%
包括的支援事業・任意事業	23.00%	—	38.50%	19.25%	19.25%

※：介護予防・日常生活支援総合事業の国負担金は調整交付金を含む。

② 介護保険給付準備基金の取り崩し

介護保険給付準備基金は、介護保険における保険給付の財源に充てるために設置した基金ですが、この基金を活用して介護保険料の上昇幅の抑制を図ります。

(4) 第1号保険料の設定

① 所得段階と基準額の割合の設定

第9期計画期間中のサービス総費用を基に、第9期計画の第1号被保険者の保険料を算出しました。

また、所得段階の設定に当たっては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料負担とするため、保険料段階を17段階に設定します。その結果、基準となる第5段階の保険料（月額）は、6,860円となります。

基準保険料（年額）	第9期	82,320円	（第8期	80,520円）
基準保険料（月額）	第9期	6,860円	（第8期	6,710円）

本計画では、第1号被保険者（65歳以上の方）を対象とした保険料を算出しています。

第2号被保険者（40歳から64歳の方）の保険料は、加入している健康（医療）保険の算定方法により決められます。計算方法などは、加入している健康（医療）保険者にお問い合わせください。

公費による負担軽減後の割合

所得段階	判定所得等	軽減割合	基準額に対する割合	
			軽減後	軽減前
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の方 住民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.170	0.230	0.400
第2段階	住民税世帯非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え 120万円以下の方	0.200	0.330	0.530
第3段階	住民税世帯非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	0.005	0.680	0.685

所得段階	判定所得等	基準額に対する割合
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の方 住民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.230 (軽減後)
第2段階	住民税世帯非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え 120万円以下の方	0.330 (軽減後)
第3段階	住民税世帯非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	0.680 (軽減後)
第4段階	住民税本人非課税(世帯に課税者がいる場合)で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.900
第5段階	住民税本人非課税(世帯に課税者がいる場合)で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	1.000
第6段階	住民税本人課税で 合計所得金額125万円未満の方	1.100
第7段階	住民税本人課税で 合計所得金額125万円以上200万円未満の方	1.300
第8段階	住民税本人課税で 合計所得金額200万円以上300万円未満の方	1.650
第9段階	住民税本人課税で 合計所得金額300万円以上500万円未満の方	1.850
第10段階	住民税本人課税で 合計所得金額500万円以上800万円未満の方	2.300
第11段階	住民税本人課税で 合計所得金額800万円以上1,100万円未満の方	2.650
第12段階	住民税本人課税で 合計所得金額1,100万円以上1,500万円未満の方	2.950
第13段階	住民税本人課税で 合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の方	3.200
第14段階	住民税本人課税で 合計所得金額2,000万円以上2,500万円未満の方	3.500
第15段階	住民税本人課税で 合計所得金額2,500万円以上3,000万円未満の方	3.800
第16段階	住民税本人課税で 合計所得金額3,000万円以上3,500万円未満の方	3.850
第17段階	住民税本人課税で 合計所得金額3,500万円以上の方	3.900

第8期の所得段階と割合	
第1段階	0.250 (軽減後)
第2段階	0.350 (軽減後)
第3段階	0.700 (軽減後)
第4段階	0.900
第5段階	1.000
第6段階	1.100
第7段階	1.250
第8段階	1.500
第9段階	1.700
第10段階	2.150
第11段階	2.500
第12段階	2.750
第13段階	3.000
第14段階	3.300
第15段階	3.600

② 所得段階別保険料

所得段階	保険料 (年額)	保険料 (月額)	第 8 期の 保険料 (月額)		第 8 期保険料 との差 (月額)
第 1 段階 (軽減後)	18,933 円	※1,577 円	第 1 段階 (軽減後)	1,677 円	- 100 円
第 2 段階 (軽減後)	27,165 円	※2,263 円	第 2 段階 (軽減後)	2,348 円	- 85 円
第 3 段階 (軽減後)	55,977 円	※4,664 円	第 3 段階 (軽減後)	4,697 円	- 33 円
第 4 段階	74,088 円	6,174 円	第 4 段階	6,039 円	+ 135 円
第 5 段階	82,320 円	6,860 円	第 5 段階	6,710 円	+ 150 円
第 6 段階	90,552 円	7,546 円	第 6 段階	7,381 円	+ 165 円
第 7 段階	107,016 円	8,918 円	第 7 段階	8,387 円	+ 531 円
第 8 段階	135,828 円	11,319 円	第 8 段階	10,065 円	+ 1,254 円
第 9 段階	152,292 円	12,691 円	第 9 段階	11,407 円	+ 1,284 円
第 10 段階	189,336 円	15,778 円	第 10 段階	14,426 円	+ 1,352 円
第 11 段階	218,148 円	18,179 円	第 11 段階	16,775 円	+ 1,404 円
第 12 段階	242,844 円	20,237 円	第 12 段階	18,452 円	+ 1,785 円
第 13 段階	263,424 円	21,952 円	第 13 段階	20,130 円	+ 1,822 円
第 14 段階	288,120 円	24,010 円	第 14 段階	22,143 円	+ 1,867 円
第 15 段階	312,816 円	26,068 円	第 15 段階	24,156 円	+ 1,912 円
第 16 段階	316,932 円	26,411 円			+ 2,255 円
第 17 段階	321,048 円	26,754 円			+ 2,598 円

※：年額保険料を決定し、それを 12 か月で割って月額を算出しているため端数が生じている。
端数は、原則当初の算定で調整する。

③ 所得段階別被保険者数の推計

所得段階	R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	R8 年度 2026 年度
第 1 段階	24,020 人	23,990 人	23,938 人
第 2 段階	9,900 人	9,888 人	9,866 人
第 3 段階	9,503 人	9,491 人	9,471 人
第 4 段階	11,386 人	11,372 人	11,347 人
第 5 段階	11,171 人	11,157 人	11,133 人
第 6 段階	15,764 人	15,743 人	15,710 人
第 7 段階	13,314 人	13,297 人	13,269 人
第 8 段階	8,131 人	8,121 人	8,103 人
第 9 段階	5,818 人	5,811 人	5,798 人
第 10 段階	2,064 人	2,061 人	2,057 人
第 11 段階	771 人	770 人	768 人
第 12 段階	510 人	509 人	508 人
第 13 段階	363 人	363 人	362 人
第 14 段階	170 人	170 人	169 人
第 15 段階	113 人	113 人	113 人
第 16 段階	91 人	91 人	91 人
第 17 段階	318 人	318 人	317 人
計	113,407 人	113,265 人	113,020 人

④ 所得段階別被保険者数及び保険料負担額構成比

所得段階	R6～R8 年度 2024～2026 年度 被保険者数合計 (推計)	構成比	R6～R8 年度 2024～2026 年度 保険料負担額合計 (推計)	構成比
第 1 段階	71,948 人	21.18%	1,362,191,484 円	5.14%
第 2 段階	29,654 人	8.73%	805,550,910 円	3.04%
第 3 段階	28,465 人	8.38%	1,593,385,305 円	6.01%
第 4 段階	34,105 人	10.04%	2,526,771,240 円	9.53%
第 5 段階	33,461 人	9.85%	2,754,509,520 円	10.38%
第 6 段階	47,217 人	13.90%	4,275,593,784 円	16.12%
第 7 段階	39,880 人	11.74%	4,267,798,080 円	16.09%
第 8 段階	24,355 人	7.17%	3,308,090,940 円	12.47%
第 9 段階	17,427 人	5.13%	2,653,992,684 円	10.01%
第 10 段階	6,182 人	1.82%	1,170,475,152 円	4.41%
第 11 段階	2,309 人	0.68%	503,703,732 円	1.90%
第 12 段階	1,527 人	0.45%	370,822,788 円	1.40%
第 13 段階	1,088 人	0.32%	286,605,312 円	1.08%
第 14 段階	509 人	0.15%	146,653,080 円	0.55%
第 15 段階	339 人	0.10%	106,044,624 円	0.40%
第 16 段階	273 人	0.08%	86,522,436 円	0.32%
第 17 段階	953 人	0.28%	305,958,744 円	1.15%
計	339,692 人	100.00%	26,524,669,815 円	100.00%

※：令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度保険料負担額合計（推計）は、公費による負担軽減後の金額である。

資 料

1 計画策定のための調査結果

(1) 調査の概要

令和6（2024）年度からの第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するに当たり、要介護になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするという理念のもとに、アンケート調査を実施しました。

①介護予防・日常生活圏域二ーズ調査

調査対象	要介護1以上の認定を受けている方を除く 2,500 人
抽出方法	無作為により抽出
調査手法	郵送配付・郵送回収・ハガキによる礼状形式の督促送付 1 回
調査期間	令和5（2023）年7月5日～8月14日
回収結果	配付数 2,500 人 (A) 有効回収数 1,735 人 (B) 有効回答率 69.4% (B/A)

②在宅介護実態調査

調査対象	在宅で生活をしている要介護1以上の認定を受けている方 1,500 人
抽出方法	無作為により抽出
調査手法	郵送配付・郵送回収・ハガキによる礼状形式の督促送付 1 回
調査期間	令和5（2023）年7月5日～8月14日
回収結果	配付数 1,500 人 (A) 有効回収数 900 人 (B) 有効回答率 60.0% (B/A)

③介護人材確保に関する調査

調査対象	区内の介護サービス事業所に勤務する全職員
調査手法	電子メールにて周知、Web アンケート
調査期間	令和5（2023）年7月5日～8月14日
回収結果	回収数 200 人

2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討経過

(1) 葛飾区介護保険事業審議会

開催月日		審議内容
令和5(2023)年 7月31日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 第8期葛飾区介護保険事業計画の進捗状況等について 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の概要について 第9期葛飾区介護保険事業計画策定日程案について
8月28日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度介護給付適正化事業の実績等について 葛飾区における介護保険サービス費の推移等について 令和5年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等について 第9期介護保険料段階の変更案について
11月2日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> 第9期葛飾区介護保険事業計画(素案)について 計画(素案)に関するパブリックコメントの実施について
令和6(2024)年 1月29日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に関するパブリックコメントの実施結果について 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について 諮問について 専門部会の設置について
2月8日	専門部会	<ul style="list-style-type: none"> 答申書(案)の取りまとめについて
2月29日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> 答申書(案)について 答申について

(2) 葛飾区高齢者施策推進委員会・葛飾区高齢者施策推進幹事会

開催月日		審議内容
令和5(2023)年 7月4日	第1回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の考え方について 基本目標と施策の方向性(案)について 施策の体系と事業について 策定スケジュール(予定)について
7月11日	第1回 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の考え方について 基本目標と施策の方向性(案)について 施策の体系と事業について 策定スケジュール(予定)について
10月23日	第2回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
11月1日	第2回 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
令和6(2024)年 1月16日	第3回 幹事会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に関するパブリックコメントの実施結果について 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について

開催月日		審議内容
1月26日	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に関するパブリックコメントの実施結果について ・第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

(3) 区民意見提出手続き（パブリックコメント）

<p>令和5（2023）年 12月11日～ 令和6（2024）年 1月9日</p>	<p>「第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」閲覧・意見募集</p> <p>閲覧場所：計46か所 区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、地区図書館、ウェルピアかつしか、健康プラザかつしか（保健センター）、シニア活動支援センター、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、男女平等推進センター、福祉管理課、福祉総合窓口</p> <p>※：区ホームページからも閲覧・意見提出できるようにしました。</p>
---	--

3 葛飾区高齢者施策推進委員会・葛飾区高齢者施策推進幹事会

(1) 葛飾区高齢者施策推進委員会設置要綱

平成 10 年 4 月 15 日
10葛保計第 45 号区長決裁

(設置)

第 1 条 介護保険制度及び高齢者施策の円滑な推進を図るため、葛飾区高齢者施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険制度の推進に関すること。
- (4) 高齢者施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副区長とする。
- 3 副委員長は、福祉部長及び政策経営部長とする。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者とする。

地域振興部長、産業観光部長、環境部長、健康部長、都市整備部長、教育次長

(職務)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、前条第 3 項に掲げる順序とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 委員会に幹事会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 15 日から施行する。

(葛飾区介護保険制度検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 葛飾区介護保険制度検討委員会設置要綱(平成9年4月17日付け9葛企企第5号 区長決裁)は、廃止する。

一略

(2) 葛飾区高齢者施策推進幹事会設置要領

平成 10 年 4 月 15 日
10葛保計第 46 号委員長決裁

(設置)

第 1 条 葛飾区高齢者施策推進委員会設置要綱（平成 10 年 4 月 15 日付け 10 葛保計第 45 号区長決裁。以下「要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、葛飾区高齢者施策推進幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 幹事会は、要綱第 2 条各号に規定する事項につき、必要な調整及び検討を行うものとする。

(組織)

第 3 条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

2 幹事長は、福祉部長とする。

3 副幹事長は、福祉管理課長、高齢者支援課長及び介護保険課長とする。

4 幹事は、次に掲げる職にある者とする。

政策企画課長、協働推進担当課長、地域振興課長、産業経済課長、環境課長、くらしのまると相談課長、地域包括ケア担当課長、障害福祉課長、国保年金課長、長寿医療・年金担当課長、地域保健課長、健康づくり課長、保健予防課長、調整課長、交通政策課長、住環境整備課長、道路補修課長、生涯学習課長、生涯スポーツ課長

(会議)

第 4 条 幹事会は、幹事長が招集する。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第 5 条 幹事会に、特定の事項の調査及び検討を行うプロジェクトチームを置くことができる。

(庶務)

第 6 条 幹事会の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

付 則

この要領は、平成 10 年 4 月 15 日から施行する。

一略

4 葛飾区介護保険事業審議会

(1) 葛飾区介護保険条例（抜粋）

平成 12 年 3 月 30 日

条例第 48 号

一略

第 2 章 介護保険事業審議会

（設置）

第 2 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 117 条第 1 項に規定する介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「介護保険事業計画」という。）及び介護保険事業の運営上重要な事項について審議するため、葛飾区長（以下「区長」という。）の附属機関として葛飾区介護保険事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（平 30 条例 23・一部改正）

（所掌事項）

第 3 条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、答申する。

- (1) 介護保険事業計画において定める事項
- (2) 保険料の賦課、徴収等に関する事項
- (3) 前 2 号のほか、区長が介護保険事業の運営上重要と認めた事項

2 審議会は、前項各号の事項に関し、区長に建議することができる。

（組織）

第 4 条 審議会は、区長が任命し、又は委嘱する委員 30 人以内で組織する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第 6 条 専門の事項を調査する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

一略

(2) 葛飾区介護保険事業審議会規則

平成12年3月31日規則第38号
改正 平成21年3月24日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、葛飾区介護保険条例（平成12年葛飾区条例第48号）第21条の規定に基づき、葛飾区介護保険事業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
 - (2) 保健医療関係者 7人以内
 - (3) 福祉関係者 6人以内
 - (4) 被保険者を代表する者 3人以内
 - (5) 区内関係団体を代表する者 7人以内
 - (6) 区職員 4人以内
- (平21規則8・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集する。

(専門委員)

第5条 専門委員は、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めたときは、審議会に部会を設けることができる。

(定足数)

第7条 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月24日規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(3) 葛飾区介護保険事業審議会委員名簿

任期 令和3（2021）年4月1日～令和6（2024）年3月31日

◎会長、○副会長、◇専門部会委員（敬称略・順不同）

		氏名	所属等
学識 経験者 3人	◎◇	河合 克義	明治学院大学 名誉教授
	○◇	高橋 龍太郎	多摩平の森病院 前院長
	○◇	唐鎌 直義	佐久大学 人間福祉学部教授
保健医療 関係者 7人		渡邊 淳子	一般社団法人 葛飾区医師会 在宅医療推進委員会 副委員長
		勝俣 文良	公益社団法人 葛飾区歯科医師会 前会長（令和4年7月15日まで）
		佐藤 浩一	公益社団法人 葛飾区歯科医師会 副会長（令和4年7月16日から）
		鬼山 直子	一般社団法人 葛飾区薬剤師会 理事
		有馬 宏昌	公益社団法人 東京都柔道整復師会 葛飾支部 支部長
		鈴木 誠	医療法人丸山会 介護老人保健施設ケア新小岩 事務長
		高木 ますみ	一般社団法人 葛飾区医師会 葛飾区医師会訪問看護ステーション 所長 （令和3年12月11日まで）
		井上 恵巳	一般社団法人 葛飾区医師会 葛飾区医師会訪問看護ステーション 管理 者（令和3年12月12日から）
		丹藤 篤史	医療法人社団 東京東双泉会いずみホームケアクリニック リハビリテーシ ョン部長
福祉 関係者 6人		梅村 茂	社会福祉法人 厚生福祉会 東四つ木在宅サービスセンター・東四つ木介 護サポートセンター 施設長
		坂本 茂樹	株式会社 ウィンズインターナショナル 代表取締役（令和6年1月15日 まで）
		櫻川 勝憲	社会福祉法人 仁生社 介護老人福祉施設中川園 施設長
		高橋 久子	株式会社 エフ・ティー介護サービス 取締役会長
		津村 寿子	社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 理事
		丸田 久美子	株式会社 マルワメディカルサービス 代表取締役
被保険者 代表 3人		江川 康夫	公募委員
		立山 裕子	公募委員
		並木 一徳	公募委員
区内関係 団体の 代表 7人		上原 鈴枝	葛飾区自治町会連合会 青戸地区 会長
		蚊谷 康恵	東京都社会保険労務士会 葛飾支部 幹事
		功刀 由美子	ボランティアグループすずらん 代表
		澤目 和子	葛飾区民生委員児童委員協議会 立石地区 会長
		菅原 百合江	かつしか女性会議 運営委員（令和4年12月9日まで）
		渡邊 香	かつしか女性会議 運営委員（令和4年12月10日から）
		野口 尊司	連合葛飾地区協議会 事務局次長
		吹本 愛子	葛飾区高齢者クラブ連合会 副会長（会計兼務）
区職員 4人		筧 晃一	葛飾区副区長（令和4年1月9日まで）
		植竹 貴	葛飾区副区長（令和4年1月10日から）
		田口 浩信	葛飾区政策経営部長（令和4年3月31日まで）
		吉本 浩章	葛飾区政策経営部長（令和4年4月1日から）
		新井 洋之	葛飾区福祉部長
		清古 愛弓	葛飾区健康部長

5 計画事業一覧

※：区分の説明：「重」＝重点事業、「新」＝新規事業、「介」＝介護保険特別会計の事業

No	基本 目標	施策	事務事業名	所管	区分
1	1	1	区民と事業者の健康活動促進事業	健康推進都市担当課・ 産業経済課・商工振興課 ・健康推進課	重
2	1	1	高齢者の保健事業	健康推進課	重
3	1	1	高齢者の健康づくりの推進	生涯スポーツ課	重
4	1	1	区民健康スポーツ参加促進事業	生涯スポーツ課	重
5	1	1	特定健康診査・特定保健指導	国保年金課	
6	1	1	長寿（後期高齢者）医療健康診査	国保年金課	
7	1	1	地域包括支援センター運営委託	高齢者支援課	
8	1	1	ゲートボール場維持管理	地域包括ケア担当課	
9	1	1	健康相談の充実	地域保健課	
10	1	1	区民健康づくり支援	健康推進課	
11	1	1	栄養講習会	健康推進課	
12	1	1	骨粗しょう症予防検診	健康推進課	
13	1	1	成人歯科健康診査	健康推進課	
14	1	1	基本健康診査	健康推進課	
15	1	1	精神保健教室	保健センター	
16	1	1	精神保健相談	保健センター	
17	1	1	かつしか地域スポーツクラブを中心としたス ポーツ環境整備	生涯スポーツ課	
18	1	1	地域スポーツ活動推進（コミュニティー健康体 操）	生涯スポーツ課	
19	1	2	雇用支援事業	産業経済課	重
20	1	2	緑と花のまちづくり事業	緑と花のまち推進担当課	重
21	1	2	学びの機会の充実	生涯学習課	重
22	1	2	地域貢献活動の支援	地域振興課	
23	1	2	葛飾区特定就職困難者コース奨励金	産業経済課	
24	1	2	シルバー人材センター助成	高齢者支援課	
25	1	2	地域包括支援センター運営委託（再掲）	高齢者支援課	
26	1	2	高齢者クラブ助成	地域包括ケア担当課	
27	1	2	高齢者クラブ連合会助成	地域包括ケア担当課	

No	基本 目標	施策	事務事業名	所管	区分
28	1	2	IT・活動情報サロン	地域包括ケア担当課	
29	1	2	地域福祉活動支援	地域包括ケア担当課	
30	1	2	社会参加セミナー委託	地域包括ケア担当課	
31	1	2	シニア就業支援事業	地域包括ケア担当課	
32	1	2	シルバーカレッジ	地域包括ケア担当課	
33	1	2	生きがい支援講座事業	地域包括ケア担当課	
34	1	2	ゲートボール場維持管理〈再掲〉	地域包括ケア担当課	
35	1	2	異世代・地域交流事業	地域包括ケア担当課	
36	1	2	シニア向けパソコン講座等運営委託	地域包括ケア担当課	
37	1	2	高齢者の介護予防事業	地域包括ケア担当課	重 介
38	1	2	総合事業生活介護員研修	介護保険課	
39	1	2	地域開放型花壇管理運営	公園課	
40	1	3	高齢者の介護予防事業〈再掲〉	地域包括ケア担当課	重 介
41	1	3	長寿（後期高齢者）医療健康診査〈再掲〉	国保年金課	
42	1	3	地域包括支援センター運営委託〈再掲〉	高齢者支援課	
43	1	3	生活支援体制整備事業	地域包括ケア担当課	
44	1	3	ゲートボール場維持管理〈再掲〉	地域包括ケア担当課	
45	1	3	健康遊具設置事業	公園課	
46	2	1	くらしのまると相談事業	くらしのまると相談課	重
47	2	1	消費者対策推進事業	産業経済課	重
48	2	1	在宅医療の推進	地域保健課	重
49	2	1	住宅セーフティネットの充実	住環境整備課	重
50	2	1	高齢者等訪問収集事業	清掃事務所	
51	2	1	特別永住者給付金事業	高齢者支援課	
52	2	1	おむつ支給・使用料助成（高齢者）	高齢者支援課	
53	2	1	出張理美容事業（高齢者）	高齢者支援課	
54	2	1	寝具乾燥消毒委託（高齢者）	高齢者支援課	
55	2	1	長寿慰労事務	高齢者支援課	
56	2	1	くつろぎ入浴事業	高齢者支援課	
57	2	1	高齢者自立支援住宅改修費助成	高齢者支援課	

No	基本 目標	施策	事務事業名	所管	区分
58	2	1	高齢者住宅設備改修費助成	高齢者支援課	
59	2	1	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課	重
60	2	1	シルバーカー購入費助成	高齢者支援課	
61	2	1	救急医療情報キット給付事業	高齢者支援課	
62	2	1	見守り型緊急通報システム使用料助成（高齢者）	高齢者支援課	
63	2	1	家庭用卓上電磁調理器購入費助成	高齢者支援課	
64	2	1	補聴器購入費助成（高齢者）	高齢者支援課	
65	2	1	熱中症予防対策事業（高齢者）	高齢者支援課	
66	2	1	配食サービス事業（高齢者）	高齢者支援課	
67	2	1	地域包括支援センター運営委託〈再掲〉	高齢者支援課	
68	2	1	地域包括支援センター事業	高齢者支援課	介
69	2	1	ねたきり高齢者歯科診療	健康推進課	
70	2	1	区営住宅の集会室の利活用	住環境整備課	
71	2	1	人生のエンディングの準備支援事業	社会福祉協議会	
72	2	1	しあわせサービス	社会福祉協議会	
73	2	1	ハンディキャブ運行事業	社会福祉協議会	
74	2	1	ひとりぐらし高齢者毎日訪問	社会福祉協議会	
75	2	1	シルバーご近助隊	シルバー人材センター	
76	2	2	認知症事業の充実	高齢者支援課	重
77	2	2	成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実	福祉管理課・高齢者支援課・障害福祉課・社会福祉協議会	重
78	2	2	高齢者虐待防止事業〈再掲〉	高齢者支援課	重
79	2	2	地域包括支援センター運営委託〈再掲〉	高齢者支援課	
81	2	2	精神保健相談〈再掲〉	保健センター	
80	2	2	訪問援助事業	社会福祉協議会	
82	2	3	家族介護者支援事業	高齢者支援課	重 新
83	2	3	高齢者虐待防止事業〈再掲〉	高齢者支援課	重
84	2	3	仕事と生活の調和応援事業	人権推進課	
85	2	3	くらしのまるごと相談事業〈再掲〉	くらしのまるごと相談課	
86	2	3	出張理美容事業（高齢者）〈再掲〉	高齢者支援課	

No	基本目標	施策	事務事業名	所管	区分
87	2	3	寝具乾燥消毒委託（高齢者）〈再掲〉	高齢者支援課	
88	2	3	高齢者自立支援住宅改修費助成〈再掲〉	高齢者支援課	
89	2	3	高齢者住宅設備改修費助成〈再掲〉	高齢者支援課	
90	2	3	シルバーカー購入費助成〈再掲〉	高齢者支援課	
91	2	3	見守り型緊急通報システム使用料助成（高齢者）〈再掲〉	高齢者支援課	
92	2	3	配食サービス事業（高齢者）〈再掲〉	高齢者支援課	
93	2	3	地域包括支援センター運営委託〈再掲〉	高齢者支援課	
94	2	3	地域包括支援センター事業〈再掲〉	高齢者支援課	介
95	2	3	基幹相談支援センター事業所支援事業委託	障害福祉課	
96	2	3	緊急一時保護委託	障害福祉課	
97	2	3	出張理美容事業（障害者）	障害福祉課	
98	2	3	寝具乾燥消毒委託（障害者）	障害福祉課	
99	2	3	見守り型緊急通報システム使用料助成（障害者）	障害福祉課	
100	2	3	配食サービス事業（障害者）	障害福祉課	
101	2	3	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	障害福祉課	
102	2	3	家族介護慰労金交付事業	介護保険課	
103	2	3	介護人材スキルアップ研修委託	介護保険課	
104	3	1	協働を推し進める環境づくり	政策企画課	重
105	3	1	地域力向上支援	地域振興課	重
106	3	1	避難行動要支援者対策等の充実	災害要配慮者支援担当課・危機管理課・地域防災担当課・保健予防課・子育て政策課	重 新
107	3	1	成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実〈再掲〉	福祉管理課・高齢者支援課・障害福祉課・社会福祉協議会	重
108	3	1	自治町会による地域ぐるみの支え合い	地域振興課	
109	3	1	地域防災の連携・強化	地域防災課	
110	3	1	民生委員活動への支援	福祉管理課	
111	3	1	くらしのまるごと相談事業〈再掲〉	くらしのまるごと相談課	
112	3	1	かつしかあんしんネットワーク事業	高齢者支援課	
113	3	1	地域包括支援センター運営委託〈再掲〉	高齢者支援課	
114	3	1	異世代・地域交流事業〈再掲〉	地域包括ケア担当課	
115	3	1	シニア向けパソコン講座等運営委託〈再掲〉	地域包括ケア担当課	

No	基本 目標	施策	事務事業名	所管	区分
116	3	1	生活支援体制整備事業〈再掲〉	地域包括ケア担当課	
117	3	1	総合事業生活介護員研修〈再掲〉	介護保険課	
118	3	1	わくわくチャレンジ広場	地域教育課	
119	3	1	自殺対策事業	保健予防課	
120	3	1	生活支援ボランティア	社会福祉協議会	
121	3	1	高齢者食事サービス活動助成事業	社会福祉協議会	
122	3	2	バリアフリー事業	調整課・道路建設課	重
123	3	2	バス交通の充実	交通政策課	重
124	3	2	歩道勾配改善事業	道路補修課	重
125	3	2	地域コミュニティ施設における高齢者への対応	地域振興課	
126	3	2	自治町会会館におけるバリアフリー改修への支援	地域振興課	
127	3	2	避難行動要支援者名簿提供	危機管理課	
128	3	2	要配慮者施設への避難情報伝達	危機管理課	
129	3	2	民間建築物バリアフリー化整備費助成	福祉管理課	
130	3	2	避難行動要支援者名簿作成	福祉管理課	
131	3	2	地域乗合交通運営費助成	交通政策課	
132	3	2	入居相談受付（住み替え支援）〈再掲〉	住環境整備課	
133	3	2	家賃債務保証料助成〈再掲〉	住環境整備課	
134	3	2	あんしん民間賃貸住宅補償利用料等助成〈再掲〉	住環境整備課	
135	3	2	区営住宅の集会室の利活用〈再掲〉	住環境整備課	
136	3	2	区民住宅管理	住環境整備課	
137	3	2	高齢者借上住宅事務	住環境整備課	
138	3	2	シルバーピア管理	住環境整備課	
139	3	2	高齢者向け優良賃貸住宅事業	住環境整備課	
140	3	2	耐震シェルター等設置助成	建築課	
141	3	2	交通安全等施設整備事業	道路補修課	
142	3	2	小菅東スポーツ公園改修工事（エレベーター設置工事等）	公園課	
143	3	2	地域の身近な公園整備	公園課	
144	4	1	高齢者介護施設の整備等支援	福祉管理課	重
145	4	1	高齢者福祉施設の運営基盤の強化	介護保険課	重

No	基本目標	施策	事務事業名	所管	区分
146	4	2	福祉サービス第三者評価事業推進	福祉管理課	
147	4	2	ICTの活用と業務の効率化	介護保険課	
148	4	2	適切かつ迅速な相談・苦情対応体制	高齢者支援課・介護保険課	
149	4	2	福祉サービスの苦情調整委員	福祉管理課	
150	4	2	従業者に対するハラスメントの防止	介護保険課	
151	4	2	介護相談員事業	福祉管理課	介
152	4	2	審査請求への対応	介護保険課	
153	4	2	成年後見制度の利用支援	福祉管理課・高齢者支援課・障害福祉課・社会福祉協議会	
154	4	2	訪問援助事業〈再掲〉	社会福祉協議会	
155	4	2	養護者及び養介護施設従事者による高齢者虐待の防止	高齢者支援課・介護保険課	
156	4	2	介護サービス事業者支援	介護保険課	
157	4	2	介護サービス事業者の育成・助言	介護保険課	介
158	4	2	ケアマネジメントの充実	介護保険課	介
159	4	2	介護サービス事業者に対する指導監査	介護保険課	介
160	4	3	介護保険制度普及啓発の推進	介護保険課	
161	4	3	各種データ利活用の推進	介護保険課	
162	4	3	公正な介護認定審査の実施	介護保険課	介
163	4	3	介護保険料の適切な賦課・徴収	介護保険課	介
164	4	3	利用者への支援	介護保険課	
165	4	3	要介護認定の適正化	介護保険課	介
166	4	3	適正なケアマネジメント等の推進	介護保険課	介
167	4	3	介護報酬請求の適正化	介護保険課	介
168	4	3	地域リハビリテーション支援体制の構築の推進	介護保険課・地域保健課・地域包括ケア担当課	
169	4	3	保険者機能強化推進交付金等の活用	介護保険課・高齢者支援課 他	介
170	4	3	災害や感染症対策に係る体制整備	福祉管理課・高齢者支援課・障害者施設課・介護保険課・危機管理課・保健予防課	

第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6（2024）年3月

発行	葛飾区
編集	葛飾区福祉部 福祉管理課・介護保険課 〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1 電話 03-5654-8242（福祉管理課） 電話 03-5654-8443（介護保険課）

この冊子は、印刷用の紙にリサイクルできます。



葛飾区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。